第Ⅳ編 PFI導入の検討

1.	本編のねらいと構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
	1.1. 本編の目的と位置付け	. 1
	1.2. 改訂の経緯	. 2
	1.3. 改訂のポイント	. 3
	1.4. 本編の構成	. 4
	1.5. PFI の概要	
	1.5.1. PFI 法の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 5
	1.5.2. 従来型の民間委託との違い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 5
	1.5.3. 公共施設等運営権に係る制度 (コンセッション) の創設	. 6
	1.5.4. PFI 法の主な改正の過程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1.5.5. PFI 事業による効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1.5.6. 国等のガイドライン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1.5.7. 水道事業への PFI 導入の前提条件 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2.	PFI における検討内容 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	14
	2.1. PFI 導入可能性の簡易判定	14
	2.1.1. 簡易判定の基本的考え方と判定フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2.1.2. 判定評価指標と判定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2.2. PFI 導入可能性調査	22
	2. 2. 1. 概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	22
	2.2.2. 前提条件の整理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	2.2.3. 先進事業・類似事業の調査	27
	2.2.4. 法制度・支援措置等の整理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2.2.5. 事業スキームの検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2.2.6. 対価支払い方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2.2.7. 事業継続が困難な場合の措置の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2.2.8. リスク分担の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2.2.9. 民間事業者の意向調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2. 2. 10. VFMの検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2. 2. 11. 総合的評価 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	2.2.12. スケジュールの検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2.3. PFI 事業の実施	
	2. 3. 1. 概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	2.3.2. 実施方針の策定及び公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

2.3.3. 特定事業の評価・選定、公表・・・・・・・・・・・・・・ 82
2.3.4. 民間事業者の募集、評価、選定 83
2.3.5. 事業契約等の締結等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
2.3.6. 事業の実施、モニタリング等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
2.3.7. 事業の終了
3. コンセッション型における検討内容・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
3.1. コンセッション導入における検討事項99
3.1.1. 水道事業の経営主体 99
3.1.2. 地方公共団体事業型における検討事項
3.1.3. 民間事業型における検討事項
3.2. コンセッション型事業の導入・実施手順142
3.2.1. 地方公共団体事業型における導入・実施手順
3.2.2. 民間事業型における導入・実施手順
4. 民間発案の場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 162
4.1. 民間提案への対応 162

第2回検討会の検討対象

3. コンセッション型における検討内容の項目一覧 3.1. コンセッション導入における検討事項......99 3.1.1. 水道事業の経営主体.......99 3.1.2. 地方公共団体事業型における検討事項......101 1) 対象施設及び事業の範囲......101 2) リスク分担の考え方......105 4) 水道事業者等によるモニタリング......116 5) 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置......120 6) 経営難等により水道施設運営等事業の継続が困難となった場合の措置. 121 7) 水道施設運営権者の経常収支等......123 8) 実施契約終了時の措置......125 9) 水道施設運営権者の適格性......126 13) その他の検討すべき事項......137 3.1.3. 民間事業型における検討事項......138 2) その他の検討すべき事項......138 3.2. コンセッション型事業の導入・実施手順......142 3.2.1. 地方公共団体事業型における導入・実施手順......142 1) 実施方針の策定、条例の制定及び公表......144 2) 特定事業の評価・選定、公表......150 3) 民間事業者の募集、評価、選定......151 5) 事業実施期間中の留意事項......157 3.2.2. 民間事業型における導入・実施手順......160

3. コンセッション型における検討内容

3.1. コンセッション導入における検討事項

ここでは、水道事業にコンセッション制度を導入する際のポイントとなる事項についてとりまとめる。

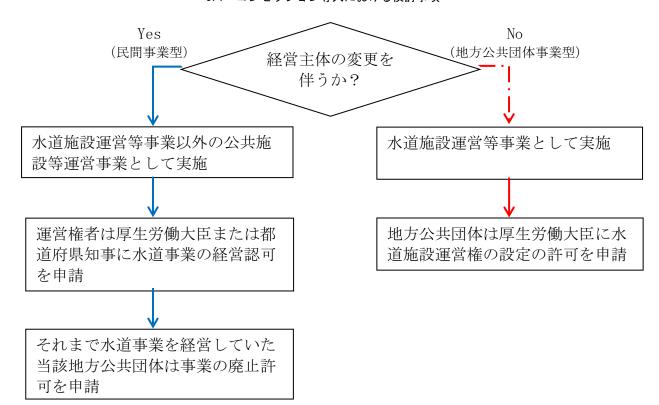
3.1.1. 水道事業の経営主体

- 1. コンセッション制度を導入する場合、以下の2つの方法が実施可能である。
- ① 経営主体を当該地方公共団体のままとし、水道施設の全部又は一部の運営等を当該地方公共団体以外の運営権者(以下「運営権者」という。)に行わせる方法。地方公共団体である水道事業者及び水道用水供給事業(以下「水道事業者等」という。)が、水道法に基づく厚生労働大臣の許可の申請手続きを行う(地方公共団体事業型)。
- ② 経営主体を地方公共団体以外の運営権者とし、水道施設の全部の運営等を運営権者が行う方法。事業を引き継ぐ運営権者が水道法に基づく水道事業の経営認可の申請手続きを行うとともに当該地方公共団体は事業の廃止許可の手続きを行う(民間事業型)。

平成23年にPFI法が改正され、同法に基づき、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定することが可能となった。また、同法に基づく「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成25年9月20日閣議決定)において、「事業を経営するには、各事業法に基づく許可等を受けることが必要」とされた。

コンセッション制度については、運営権者は条例で定められた範囲内において自らが設定した利用料金を自らの収入として収受し、それを自己資金として事業を実施することになることから、運営権者は、水道法上、水道事業等の経営そのものを担うものと解される。そのため、運営権者が、地方公共団体から事業を引き継ぐ形で、厚生労働大臣または都道府県知事に対して水道事業等の経営認可の申請を行うことにより、コンセッション制度を導入することができた(民間事業型)。なお、この場合、当該地方公共団体は、それまで認可を受けていた水道事業の廃止の許可を受ける必要がある。

以下、3.1.2 において地方公共団体事業型、3.1.3 において民間事業型についての 検討事項について解説する。



3.1.2. 地方公共団体事業型における検討事項

地方公共団体事業型においては、地方公共団体である水道事業者等は、許可申請の 手続きの詳細に関して定めた「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」に定められた事項など、以下の事項について、あらかじめ事業の詳細を検討する 必要がある。

1) 対象施設及び事業の範囲

【許可基準】

水道施設運営等事業の対象となる水道施設及び当該水道施設に係る業務の範囲が、技術上の観点から合理的に設定され、かつ、水道施設運営権を設定しようとする民間資金法第2条第5項に規定する選定事業者(以下「選定事業者」という。)を水道施設運営権者とみなした場合の当該選定事業者と水道事業者等の責任分担が明確にされていること。

水道施設運営等事業においては、地方公共団体である水道事業者等は、これまでと同様、水道事業の経営の認可を有する者として、水道事業の最終的な責任を負うこととなる。このため、経営方針の決定や国庫補助等の申請等などの水道事業の全体方針の決定・全体管理に関する業務は、水道事業者等が自ら実施する必要がある。

また、水道法第 24 条の 8 第 2 項により、水道法の法定事項のうち、水道施設運営 権者に適用することができる事項が定められている。

第 12 条	技術者による布設工事の監督
第13条第1項	給水開始前の届出及び検査 ※水質検査・施設検査の実施に係る部分に限る
第13条第2項	給水開始前検査の記録の作成・保存
第 17 条	給水装置の検査
第 20 条	水質検査
第 21 条	健康診断
第 22 条	衛生上の措置
第 22 条の 2	水道施設の維持及び修繕
第 22 条の 3	水道施設台帳
第 22 条の 4	水道施設の計画的な更新等
第 23 条第 1 項	給水の緊急停止
第 25 条の 9	給水装置工事主任技術者の立会い

さらに、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン (内閣府) では、公共施設等運営権が、運営権を設定する時点で存在する「物」について設定するものであるため、運営権を設定した水道施設が一時的であっても全て除却されるような全面更新 (全ての施設を一旦除却し再整備) は実施することができないこととされている。

その上で、水道施設運営権者が実施する具体的な業務範囲は、個々の実施契約によって個別具体的に定められることとなる。

水道事業 水道事業の全体方針の決定・全体管理 •経営方針の決定 •給水契約の締結 ・議会への対応、条例の制定 •国庫補助等の申請 ・認可の申請・届出 •水利使用許可の申請 •供給規程の策定 指定給水装置工事事業者の指定 生 施設の整備※1 施設の管理 •水道施設の更新 •水道施設の運転管理 •水道施設の大規模修繕 水道施設の維持・修繕、点検 •水道施設の増築 •給水装置の管理 •水質検査 等 営業・サービス 危機管理 ・料金の設定・収受※2 ・災害・事故等への対策 •料金の徴収 •応急給水 •水道の開栓・閉栓 •応急復旧 •被災水道事業者への応援 •利用者の窓口対応 水道施設運営権者 実施可能範囲

図Ⅳ-3-1 水道施設運営権者が実施可能な業務

※1:運営権を設定した水道施設の全面更新(全面除却し再整備)は除く ※2:条例で定められた範囲での利用料金の設定・収受に限る

一方、水道事業等に関する業務の適切な遂行を確保するため、水道施設運営等事業の対象となる水道施設及び当該水道施設に係る業務の範囲が、技術上の観点から合理的に設定されており、水道事業者等と水道施設運営権者の業務(水道法の法定事項を含む)に係る責任の範囲が、明確となっていることが必要である。

また、水道施設運営権者が、水道施設運営等事業以外の事業を実施(兼業)することによって、水道施設運営等事業の採算が悪化し、公共サービスの提供に悪影響を及ぼすことのないよう措置する必要がある。

このため、以下の事項を踏まえて検討する。

(1) 水道施設運営権者が実施可能な業務

・ 水道事業者等が自ら実施する必要がある業務を水道施設運営権者の業務に 含めていないこと。

(2) 水道施設の運営等

- ・ 水道施設の運営等については、技術上の観点から一体として行わなければならない業務は、その全部を一の者が実施すること。具体的には、対象施設の最小範囲を、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設といった機能的に分割できる範囲並びに遮断弁等で分離できる施設の範囲とし、水道事業者等と水道施設運営権者の施設の境界に計器を設置し、水量・水質等を測定・監視することで水道事業者等及び水道施設運営権者の責任の範囲が明確になっていること(※)。
- ・ 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の立地を明らかにする地図により、水道事業者等が所有する施設全体に対して、水道施設運営等事業の対象となる水道施設の立地が確認できること。

(3) 給水装置の管理

・ 給水装置の管理に関する技術上の業務は需要者と直接関わるものであり、これに複数の者が関係することは需要者のサービスの公平性に影響を与えかねないため、給水区域内に存する給水装置の管理に関する技術上の業務の全部(設計審査から竣工検査、使用中の検査までの全て)を一の者が実施すること。

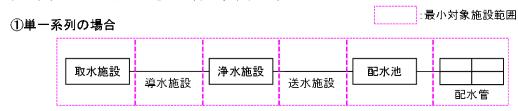
(4) 水質検査

・ 法第 20 条に基づく水質検査については、水道により供給される水が法第 4 条に定める水質基準に適合するかどうかを判断するために行うものである。 供給される水の水質は水道施設の管理全体の結果であることから、水道施設 の全部の管理に関する技術上の業務を水道施設運営権者に行わせようとす る場合は、技術上の観点から一体として行わなければならない業務として法 第 20 条に基づく水質検査の業務を水道施設運営権者に行わせることが可能 であること。

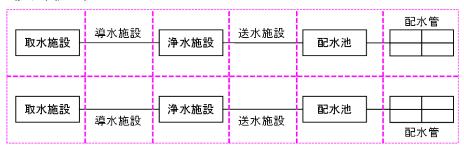
(5) 兼業

・ 水道施設運営権者が、水道施設運営等事業以外の事業を実施する場合、事前 に水道事業者等の承諾を得ることとしていること。その承諾の要件を定めて いること。

(※)対象となる水道施設の最小範囲の考え方

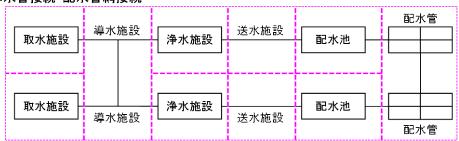


②独立の複数系統の場合



③系列が接続されている場合

ア) 導水管接続・配水管網接続



イ) 導水管が接続・配水管網が接続されているが遮断が可能



2) リスク分担の考え方

- 1. 水道施設運営等事業に係るリスクについては、事業内容や事業期間を踏まえて、 事前に幅広く把握・分析し、水道事業者等と水道施設運営権者の間の分担を可 能な限り明確化、具体化しておくべきである。
- 2. リスク分担の検討に当たっては、下記に留意すべきである。
- ① リスクが水道施設運営等事業ごとに異なるものであり、個々の事業に即してその内容を評価すること。
- ② どこまでを水道施設運営権者が負担するリスクとすべきかについては、当該事業の収益性や運営の自由度等与えられた運営条件の全体の枠組みにより、相対的に決定されること。
- ③ リスクを低減させる取組に留意し、必要な対策を講じること。

〔解説〕

1. について

水道施設運営等事業に係るリスクについては、事業内容や事業期間を踏まえて、事前に幅広く把握・分析し、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づき、水道事業者等と水道施設運営権者の間の分担を可能な限り明確化、具体化しておくべきである。その上で、協定、業務要求水準書、実施契約書等において、取り決めることが必要である。

協定等の締結の時点では、水道施設運営等事業の事業期間中に発生する可能性のある事故、需要の変動、天災、物価の上昇等の経済状況の変化等一切の事由を正確には予測し得ず、これらの事由が顕在化した場合、事業に要する支出または事業から得られる収入が影響を受けることがある。当該事業の実施に当たり、協定等の締結の時点ではその影響を正確には想定できない。このような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をリスクという。

水道施設運営等事業の適正かつ確実な実施を確保する上で、リスクが顕在化した場合、当初想定していた支出以外の追加的な支出が現実に必要となると見込まれることがある。このため、水道事業者等と水道施設運営権者は、リスク認識を協働で行った上で、協定等において、リスクが顕在化した場合の追加的支出の分担の他、対応者、対応手順等について、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に規定することが必要である。これにより、潜在的なリスクを管理することができ、水道事業等の経営の改善や公共サービスの改善等、事業遂行の確実性が高まることにつながる。

2. について

リスク分担の検討に当たっては、

- ・ リスクが水道施設運営等事業ごとに異なるものであり、個々の事業に即して その内容を評価すること。
- ・ どこまでを水道施設運営権者が負担するリスクとすべきかについては、当該 事業の収益性や運営の自由度等与えられた運営条件の全体の枠組みにより、 相対的に決定されること
- ・ リスクを低減させる取組に留意し、必要な対策を講じること。 に留意すべきである。

すなわち、当該事業自体に収益性があり、かつ、運営の自由度が高ければ、水道施設運営権者はより多くのリスクをとることが可能となる。運営の自由度とは、料金設定及び投資判断の自由度をいい、利用料金の上限や設定の枠組み、要求水準(性能発注による創意工夫の余地、要求水準自体の高さ等)、事業に含まれる業務範囲・事業期間の長さ等の事業実施のための条件により決まるものである。

また、水道施設運営権者が負担することとされたリスクは、水道施設運営権者の資金調達、運営権対価の算定に影響することにも留意する必要がある。

水道におけるリスク分担を考えるに当たっては、水道事業は公共性が高く、安定した安心・安全な水道による給水の継続が強く求められることを前提に、「リスクを最もよく管理することが可能な者がリスクを分担する」との考え方の下、事業の範囲や特性に応じて、仮にリスクが顕在化した場合の帰責性に加え、リスク対応コストの最小化が図られるか、リスク発現時に円滑な対処が可能かについて留意する。

これらを踏まえ、水道施設運営権者が、実施可能な業務を全て実施することを前提に、運営の自由度が制限的である場合から最大である場合の一定の幅を持ったリスク分担の整理例を別表に整理した。

運営の自由度が制限的である場合とは、料金の設定に関する自由度があまりなく、 大がかりな設備投資やリスクに対応するコストを転嫁するための料金改定には条例 改正手続を要することが基本である場合を想定している。

運営の自由度が高い場合とは、完全民営水道のように、総括原価主義を満たすよう必要なコストを料金に転嫁することができ、給水区域等の全体の事業計画に反しない限り、設備投資に関する自由度も最大である場合を想定している。

リスク分担を決定するその他の要素として、地方公共団体である水道事業者等が、 水道施設運営権者にどのような運営事業を望むかという点を考慮すべきである。例え

ば、まとまった運営権対価の取得やより多くの民間事業者に名乗りをあげてほしい場合は、政策的に水道施設運営権者のリスクの分担を低減した契約とすることが考えられ、一方、自立性を持った民営水道に近い運営を望む場合は、運営の自由度を確保して、相応のリスクの負担を求めることが考えられる。

また、リスク分担の検討と併せて、以下のようなリスクを低減させるための取組についても十分留意し、必要な対策を講じることが重要である。

- ・ 水道施設台帳や運転管理状況、維持・修繕状況、漏水・濁水・水質事故等の 発生状況、将来の水需要予測等に関する情報を適切に開示すること。特に地 中に埋設されている施設(管路等)については、施設の瑕疵リスクを十分に 想定することが困難であること等を踏まえ、デューディリジェンス等により 施設の健全度を可能な限り明らかにすること
- ・ 法令や税制変更への対処法について、早い段階から官民のコミュニケーションを図ること
- ・ 事業者選定プロセスにおける官民対話を活用すること

(別表) 水道事業のリスク分担の整理例

◎:分担する○:主に分担する

△:運営権者の運営の自由度等に応じて分担する

(運営権者の運営の自由度が高い場合には運営権者、制限的である場合には水道

事業者が分担することが考えられる)

1. 共通

				リスク分担
リス クの 種類	リスクの内容	水道事業者	運営権者	分担の考え方
不可抗力	自然災害、人為的事象(テロ、 戦争、暴動等)、放射能汚染 等正常な事業の実施を妨げる もの(通常予見可能なものを 除く)のうち、運営権者の合 理的な経営努力を以てカバー することができないもの。	0	Δ	自然災害等については国庫補助制度(※交付要綱参照)が設けられているが、これに加えて不可抗力の事象が大規模で多大な影響があるなど運営権者が合理的な経営努力を行ってもなおリスクを負担しきれないと考えられるものは、原則として水道事業者が負担する。 水道事業者が予め指定する保険により対応可能な範囲は、運営権者が負担する。*1
	上記以外	\triangle	0	与えられた運営の自由度の条件等により、運営権者 の合理的な経営努力を以てカバーすることができ るものは、運営権者が負担することが原則である。
	運営権者にのみ適用される法令・通知等の変更であって、 運営権者に不当な影響を及ぼすもの	0		法令変更のリスクは運営権者が管理できないため、 その結果生ずる追加の費用負担を与えられた運営 の自由度の条件下では吸収できないと考えられる 場合は、水道事業者が負担する。
法令 変更	上記以外で水道法をはじめと する水道事業に直接関係する 法令・通知等の変更	Δ	Δ	
	水道事業のみならず、広く一 般的に適用される法令・通知 等の変更		0	
	運営権者にのみ適用される税制の変更であって、運営権者に不当な影響を及ぼすもの	0		法令変更と同様の考え方による。
税制変	上記以外で水道事業に直接関係する税制の変更 (例)水道施設利用料金にかかる消費税率の変更	Δ	Δ	
更	固定資産税の変更	0		施設を所有するのは水道事業者であり、通常は運営 権者が固定資産を有することは想定されない。
	水道事業のみならず、広く一般的に適用される税制の変更、新税の導入 (例) 法人税率の変更、運営権者の利益に課される税制の変更		0	

	設整備を行っ のできない第 (例)騒音、悪 等、これらに起 動、訴訟等	臭、振動、電波障害 因する住民の反対運	Δ	\triangle	当該リスクを回避するためには、当該事業自体を取りやめるか、要求水準を変更するほかなく、当該リスクを最もよく管理できるのは水道事業者であるが、開示される情報量、与えられた運営の自由度の条件等により、リスク分担を決めるべきである。 ※水道事業者がリスクを負う場合、要求水準書等により、リスク低減の工夫を運営権者に求める必要がある。*2
第損(設備損瑕起三害施・系傷疵因	水準に従った 近隣住民等に 設由来の第三 (例)騒音、悪	のもの又は要求 運転管理により 損害を及ぼす施 者損害 臭、振動、電波障害 因する住民の反対運	Δ	\triangle	当該リスクを回避するためには、当該施設の撤去又は事業からの撤退等が必要であり、当該リスクを最も良く管理できるのは水道事業者であるが、開示される情報量、与えられた運営の自由度の条件等により、リスク分担を決めるべきである。 ※水道事業者がリスクを負う場合、要求水準書等により、リスク低減の工夫を運営権者に求める必要がある。
るもの を除 く。)	建設した施設	ため運営権者が の存在そのもの に損害を及ぼす 三者損害		0	運営権者の実施した業務・事業に起因して第三者に 及ぼした損害は運営権者が負担するのが原則。
	や維持管理に る近隣住民等 訟による工事	う改築更新工事 起因して発生す の反対運動や訴 の中断、遅延、 砂破損、事業期間		0	運営権者の業務実施において第三者に及ぼした損害は運営権者が負担するのが原則。
	によって第三	業遂行上の過失 者の身体財産に 通常の不法行為		0	運営権者の業務実施において第三者に及ぼした損害は運営権者が負担するのが原則。
住民 (水道 利用	業者が実施す	ンセッション事 るという事実に けることのでき か訴訟等	0		当該リスクを回避するためには、当該事業自体を取りやめるほかなく、当該リスクを最も良く管理できるのは水道事業者であるため。
者)との関係	内容(=水道	供するサービス [水の供給] に起 る反対運動や訴	Δ	0	
金利•	金利上昇、 為替変動に より資金調	通常想定され る金利・為替変 動		0	通常想定される(実施契約において定めた範囲内の)金利・為替変動は運営権者が負担する。
為替変動	達に要する 利息が増加 するリスク	上記以外の著 しい金利・為替 変動	0		両者で合意した「著しい金利・為替変動」が生じた場合、運営権者から水道利用料金の見直しの協議の申出ができる旨を契約に規定することが考えられる。

di far	物価変動に	通常想定され る物価変動		0	通常想定される(実施契約において定めた範囲内の)物価変動は運営権者が負担する。
物価 変動	よるコストの増加	上記以外の著 しい物価変動	0		両者で合意した「著しい物価変動」が生じた場合(例えば、95%範囲の上限・下限から外れた年度を「(効率化努力の及ばない)著しい物価変動」とみなすなど)、運営権者から臨時的な料金見直しの協議の申出ができる旨を契約に規定することが考えられる。
許認可	事業実施のために必要な許認可の取得の 遅れや取得できなかったこ	水道事業者に 帰責性がある 場合	0		例としては、水道法の事業(変更)認可・河川法の 水利権許可・河川工作物の設置許可、廃棄物処理法 の事業許可等に係るリスクである。
	とによる事業 内容の変更	運営権者に帰 責性がある場 合		0	
資金 調達	運営権者によ 敗	る資金調達の失		0	運営権者に帰責性があるため。
計画·	水道事業者 側の要請、他 事業との調整 を住民える を 望にのの事の ため 計画等	事業内容、用途 の変更等水道 事業者(地方公 共団体)側の事 由により計画 等が変更とな るもの	0		事業内容、用途の変更等水道事業者(地方公共団体)側の事由により計画等が変更となる場合は、水道事業者が負担することが原則。
設計· 仕様変 更	更に起因する収益の 少、工事の 延・追加工 事、事が り よる 費用の 発生	上記のうち、道 路の拡張、移動 等に伴う管路 の移設など、計 画変更が通常 予測されるも の		0	計画変更が通常予測されるものについては、運営権者が負担。
	運営権者の提 計画の変更	案する改築等の		0	運営権者の事由による変更は、運営権者が負担。
		水道事業者側 の帰責による もの	0		水道事業者側の事由による場合は水道事業者が負担。
業務中 断・不 能	運営権者の 業務中断・ 遂行不能	上記以外の業 務遂行中断・遂 行不能 (例) 施設の操作 ミス等による給水 停止、減・濁水発 生		0	運営権者側、第三者帰責の場合は、運営権者が負担。
料金不払	利用料金不 払いによる 減収			0	運営権者が負担。

^{*1} 日本水道協会が会員向けに取り扱う水道保険では、地震、噴火、津波、戦争、暴動等による損害は免責。

^{*2} 契約時には不確定要素が多く、仕様・要求水準に全ての条件を示すことが難しい場合は、数年毎の事業計画の承認時に詳細のリスク分担を確定させることが考えられる。

2. 維持管理

	可性				リスク分担
リス クの 種類	リスクの	の内容	水道事業者	運営権者	分担の考え方
	新たな水源開発 原水の恒常的不	, , _	0	Δ	契約時に想定されなかった原水の恒常的な不足に 対応するための費用は水道事業者が負担。
	受水している 水道用水の供	バックアッ プの水源で 対応可能な もの		0	バックアップの水源で対応可能な場合は運営権者 が負担。
水量の変動	給停止、供給能 力低下	バックアッ プを超える 用水が必要 なもの	0	Δ	バックアップを超える用水が必要な場合は水道事 業者が負担。
	夏場などの一 時的な水量の 不足	運営権者の 事業実施に 当たり通常 想定される 範囲のもの		0	運営権者の事業実施に当たり通常想定されるリスクであり、運営権者が負担することが原則。 通常は予測困難でかつ多大な費用負担が発生する場合などは水道事業者の負担とすることも考えられる。
		上記以外	0	\triangle	運営権者の合理的な経営努力を以てカバーすることができないものは水道事業者が負担。
	人口減少・節水 による水需要 の減少による 水道施設利用	長期の需要 予測により あらかじめ 想定された 範囲		0	長期の需要予測によりあらかじめ想定された範囲については運営権者が負担。
需要の 変動	料金収入の減 少	上記以外の 著しい水需 要の減少	0	Δ	想定を超える減少については、協議とすることを契 約に規定することが考えられる。
	水需要の増加に増加	よるコストの		0	需要増により、利用料金収入も増加するため、運営権者が負担。 例外的に、利用料金収入によっても水需要の増加に伴うコスト増を吸収できないような場合は、協議とすることを契約に規定することが考えられる。
1 55 -		要求水準書 等であらか じめ定めら れた範囲の もの		0	要求水準書等であらかじめ定められた範囲で対応可能な原水水質の変化は、運営権者が負担。
水質の変動	恒常的な原水水質の変化	既存の施設 で対応でき ず、追加の施 設整備が必 要となるも の	Δ	Δ	既存の施設で対応できず、追加の施設整備が必要となる恒常的な水質の変化は、与えられた運営の自由度の条件等により、運営権者にリスク分担を求めることも考えられる。

	一時的な原水水 (例) 大雨等による 場排水等第三者に	る濁度の上昇、エ		0	運営権者の事業実施に当たり通常想定されるリスクであり、運営権者が負担することが原則。 通常は予測困難でかつ多大な費用負担が発生する場合などは水道事業者の負担とすることも考えられる。
電力	電力の供給停 止、供給能力低	バックアッ プにより通 常対応可能 と考えられ るもの		0	バックアップにより通常対応可能と考えられる場合は運営権者が負担することが原則。 燃料費など過大な費用負担が発生する場合、水道事業者の負担とすることも考えられる。
	下	バックアッ プで対応不 可能なもの	0	Δ	バックアップで対応不可能な場合は水道事業者が 負担。
薬品 関係	薬品関係の供給 力低下			0	運営権者の事業実施に当たり通常想定されるリス クであり、運営権者が負担するのが原則。
発生土	発生土の量、品う処分費用の増	加		0	運営権者の事業実施に当たり通常想定されるリス クであり、運営権者が負担するのが原則。
	運営権者による			0	
設備系の損傷	水道事業者の業 する設備系の損	~	0		
	上記以外の設備	系の損傷		0	運営権者の事業実施に当たり通常想定されるリス クであり、運営権者が負担するのが原則。
設備系	デューディや現 地調査では完 全に想定する ことが困難な 設備系の突発	一定期間内	0	\triangle	事業開始から一定期間内の設備系の突発修繕は過去の水道事業者の維持管理・運転によるところが大きいと考えられるため、水道事業者が負担するのが原則であるが、開示される情報量等により、リスク分担を決定すべきである。*3
の瑕疵	的な故障による修繕費及び 第三者への補 償	一定期間経過後		0	事業開始から一定期間経過後の設備系の突発修繕 は運営権者の維持管理・運転によるところが大きい ため、運営権者が負担することが原則。
		運営権者に よるもの		0	
施設系		水道事業者 の業務遂行 に起因する もの	0		
の損傷	施設系の損傷	第三者によるもの (例)第三者が 水道以外の工 事中に誤って 管路を破損		0	運営権者の事業実施に当たり通常想定されるリスクであり、運営権者が負担することが原則である。

		デューディ リジェンス や現地調査 の結果想定 されるもの		0	あらかじめ想定された件数・頻度の事故について は、運営権者が負担する。
施設の瑕疵	老朽化等により生態のは、これのは、これのは、これののでは、これのでは、こ	デュジェ調査では想定がある。 難なもの	\triangle	Δ	事業開始から一定期間内の施設の瑕疵は過去の水 道事業者の維持管理によるところが大きいと考え られるため、水道事業者が負担することが考えられ るが、開示される情報量(水道事業者が維持管理に 用いている施設の耐用年数の目安を含む。)、与え られた運営の自由度の条件等により、リスク分担を 決めるべきである。 事業開始から一定期間経過後の施設の瑕疵は、運営 権者の維持管理によるところが大きいため、運営権 者が負担することが原則である。 ただし、地中に埋設されている施設(管路等)につ いて、開示される情報が不十分で瑕疵のリスクを十 分に想定することが困難な場合は、一定期間経過後 も一定額を超えるものについて、水道事業者の負担 とすることが考えられる。 ※この場合、要求水準書等により、漏水事故の抑制 の取組を運営権者に求める等の工夫を考えること も考えられる。*3
技術の陳腐化	保守サービスの 開始後当初の技 し、新技術の導 った場合	術が陳腐化		0	運営権者の事業実施に当たり通常想定されるリスクであり、運営権者が負担することが原則である。 通常は予測困難でかつ多大な費用負担が発生する場合など、水道事業者が負担することも考えられる。

^{*3 「}一定期間」または「一定額」をどの程度とするかは、両者で合意の上、契約で規定する。

3. 設計・建設、その他

J. 欧市	一足以、この				リスク分担
リス クの 種類	リスク	の内容	水道事業者	運営権者	分担の考え方
	水道事業者が調査の結果の	実施した測量・ 不備	0		水道事業者帰責。
	に不備があった 響評価法又は	量・調査の結果 た場合や環境影 環境評価条例に セスメントの対 合等		0	測量・調査に関する法令上の義務は運営権者がその 実施の義務を負うため、リスクも負担する。
測量· 調査	地中埋設物 が発見され た場合の撤 去費用、設計	運営権者の事業実施に当たり想定される 範囲のもの		0	運営権者の事業実施に当たり通常想定されるリスクであり、運営権者が負担することが原則。
	変更等に伴 う費用の増 加	文化財、不発弾 等契約時に想 定されない地 中埋設物			文化財、不発弾等契約時に想定されない地中埋設物が発見された場合は、与えられた運営の自由度の条件等により、リスク分担を考えるべきである。
設計	※共通を参照。	0	\triangle	\triangle	
施工	工事の遅延、 追加工事な ど追加費用	水道事業者の 指示等による もの	0		水道事業者に帰責性があるため。
	が発生する 場合	上記以外のも の		0	上記以外は、運営権者に帰責性があるか又は第三者 に帰責性があるため。
附帯事業	業の不履行 (附帯事業の例)	算性の悪化、事) 発生土有効利用 、ボトル水販売事		0	附帯事業は、基本的には水道事業者側で管理することができないため、運営権者が負担する。
	予定通り事業を継続することができた場合に	水道事業者側の事由によるもの	0		住民の水道サービスへの需要が消滅し、事業の継続 の必要性がないと認められる場合など水道事業者 側の事由による契約解除は、水道事業者が負担す る。
契約解除	比べ、契約解除することにより追加	運営権者側の 事由によるも の		0	運営権者の債務不履行、倒産手続の申立て、表明・ 保証事由や誓約事由の不遵守等運営権者帰責による場合は、運営権者が負担する。
	で発生する 費用や損害 が生じるリ スク	法令変更、料金 改定の議会で の否決等によ るもの	0		法令変更、料金改定の議会での否決等により、当初 予定されていた業務の継続履行が困難となり、契約 解除に至る場合は、基本的には水道事業者側の事由 による契約解除と同様の対応となる。

3) 水道施設運営権の存続期間

【許可基準】

水道施設運営権の存続期間が水道により供給される水の需要並びに水道施設の維持管理及び更新に関する長期的な見通しを踏まえたものであり、かつ、経常収支が適切に設定できるよう当該期間が設定されたものであること。

- 一般的に水道施設運営等事業は期間が長期間になることから、当該事業が安定的に 実施される存続期間であることが重要である。このため、以下の事項を踏まえて検討 する。
 - (1) 水道施設運営権の存続期間が、水道により供給される水の需要並びに水道施設 の維持管理及び更新に関する長期的な見通しを踏まえたものであること。長期的 な見通しについては、アセットマネジメントの結果を踏まえたものであり、アセ ットマネジメントの検討期間が水道施設運営権の存続期間以上の期間であること。
 - (2) 合理的に経常収支を見積もることが可能な期間となっていること。

4) 水道事業者等によるモニタリング

【許可基準】

水道施設運営等事業の適正を期するために、水道事業者等が選定事業者を水道施設運営権者とみなした場合の当該選定事業者の業務及び経理の状況を確認する適切な体制が確保され、かつ、当該確認すべき事項及び頻度が具体的に定められていること。

水道施設運営等事業による水道施設の適切な運転管理や健全な経営を確保する観点から、水道事業者等は、適切なモニタリングを継続的に実施することが重要である。また、適切なモニタリングを実施することによって、水道事業者等における技術面、経営面における専門的な知見の維持に資する点にも留意する必要がある。このため、以下の事項を踏まえて検討する。

(1) モニタリングの実施体制

- ・ 水道事業者等の組織体制図等により、水道施設運営権者の業務の実施状況及 び経理の状況を確認する適切な体制が確保されていること(水道事業者等に よるモニタリングの一部として外部有識者等によるモニタリングを実施す る場合は、その体制を含む)。
- ・ 水道施設運営権者の業務の実施状況の確認業務について、水道技術管理者又は同等以上の技能を有する者が実施し、経理の状況の確認業務について、財務に関する知識・経験を有する者により実施すること。

(2) モニタリングの確認事項

- ・ 水道施設運営権者が実施する業務の実施状況を網羅的に確認できる測定指標を含む確認事項が設定されていること。なお、指標は、定量的な指標を基本とするが、定性的な表現も可能とすること。
- 水道施設運営権者の財務状況について、
 - ▶ 公認会計士等による監査済みの財務諸表等(貸借対照表、損益計算書、 キャッシュ・フロー計算書等を含む)の提出を水道施設運営権者に義 務付けていること。
 - ▶ 事業計画(計画財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書を含む))の履行状況の確認方法(例えば、事業計画上の収支と実績の収支を比較し、その差異分析を実施すること等)が明確であること。
 - 財務状況について確認するための経営指標が設定されていること。等

- ・ 水道の基盤の強化の進捗を確認する測定指標が設定されていること。
- (3) モニタリングの実施頻度
 - ・ モニタリングの確認事項ごとにモニタリング結果による事業の改善が可能 な頻度で具体的に定められていること。

【参考】浜松市下水道コンセッション事業におけるモニタリング体制

浜松市下水道コンセッション事業では、運営権者によるセルフモニタリング、市によるモニタリング、専門的知見を持つ第三者機関による第三者モニタリングで構成されている。

(1) 運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、自らが作成したセルフモニタリング計画に基づき、本事業の運営状況が要求水準書の基準を遵守しているかについて、セルフモニタリングを行う。

(2) 市によるモニタリング

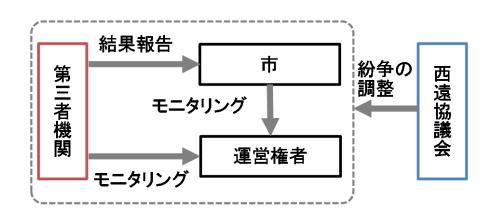
市によるモニタリングは、運営権者のセルフモニタリングの結果を踏まえ、運営権者から提出された書面や会議体での報告を基にモニタリングを行う。市が必要と判断した場合は、市は現地の確認を行う場合がある。

(3) 第三者機関によるモニタリング

運営権者の要求水準の達成状況や経営状況等について、第三者機関を活用したモニタリングも併せて実施する。第三者機関によるモニタリングは市によるモニタリングと同じ視点で行うものとし、市によるモニタリングに加えて、客観的かつ専門的な知見を加えたダブルチェックを行うことを目的としている。第三者機関はモニタリング結果を市に報告する。

(4) 紛争の調整

市によるモニタリングの結果について紛争が発生した場合、市または運営権者の要請により、西遠協議会において当該紛争の解決方法の調整を行う。



図Ⅳ-3-2 浜松市下水道コンセッションにおけるモニタリング体制

(出典) 浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業 モニタリング 基本計画(案)(平成28年8月5日改訂版)を基に厚生労働省作成

【参考2】測定指標の設定の考え方

水道事業ガイドライン(平成28年3月、公益社団法人日本水道協会)に示されて いる業務指標(表IV-3-1)等や水道施設の運転管理に係る第三者委託事業におけるモ ニタリングの実施事例等を参考に事業内容に応じて、必要な指標を選定することが考 えられる。

表IV-3-1 水道事業ガイドラインに基づく業務指標

区分	業務指標(PI)	定義	単位
1.66444	平均残留塩素濃度	残留塩素濃度合計/残留塩素測定回数	mg/L
水質管理	最大力ビ臭物質濃度水質基準比率	(最大力ビ臭物質濃度/水質基準値)×100	%
	原水水質監視度	原水水質監視項目数	項目
	給水栓水質検査(毎日)箇所密度	(給水栓水質検査(毎日)採水箇所数/現在給水面積)/100	箇所/100km ²
ナケール会会で用	配水池清掃実施率	(5年間に清掃した配水池有効容量/配水池有効容量)×100	%
施設管理	管路点検率	(点検した管路延長/管路延長)×100	%
	漏水率	(年間漏水量/年間配水量)×100	%
	設備点検実施率	(点検機器数/機械・電気・計装機器の合計数)×100	%
	法定耐用年数超過浄水施設率	(法定耐用年数を超えている浄水施設能力 / 全浄水施設能力)×100	%
施設更新	法定耐用年数超過管路率	(法定耐用年数を超えている管路延長 / 管路延長)×100	%
	管路の更新率	(更新された管路延長 / 管路延長)×100	%
	浄水施設の耐震化率	(耐震対策の施された浄水施設能力 / 全浄水施設能力)×100	%
	ボンブ所の耐震化率	(耐震対策の施されたポンプ所能力 / 耐震化対象ポンプ所能力)×100	%
事故災害対	配水池の耐震化率	(耐震対策の施された配水池有効容量 / 配水池等有効容量)×100	%
策	基幹管路の耐震適合率	(基幹管路のうち耐震適合性のある管路延長 / 基幹管路延長)×100	%
	重要給水施設配水管路の耐震適合	(重要給水施設配水管路のうち耐震適合性のある管路延長 / 重要給水施設配水管延長)	%
	率 営業収支比率	×100 〔(営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費)〕×100	%
	総収支比率	(総収益 / 総費用)×100	%
	累積欠損余比率	〔累積欠損金/(営業収益-受託工事収益)〕×100	%
健全経営	料金回収率	(供給単価 / 給水原価)×100	%
	流動比率	(流動資産 / 流動負債) × 100	%
	自己資本構成比率	〔(資本金+剰余金+評価差額など+繰延収益)/負債・資本合計)×100	%
	固定比率	〔固定資産 / (資本金+剰余金+評価差額など+繰延収益)〕×100	%
	水道技術に関する資格取得度	職員が取得している水道技術に関する資格数 / 全職員数	件/人
	外部研修時間	(職員が外部研修を受けた時間×受講人数)/全職員数	時間/人
人材育成	内部研修時間	(職員が内部研修を受けた時間×受講人数)/全職員数	時間/人
	技術職員率	(技術職員数 / 全職員数)×100	%
	水道業務平均経験年数	職員の水道業務経験年数 / 全職員数	年/人

図Ⅳ-3-3 第三者委託における実施事例(石狩市)

【概要】

・石狩市水道事業では、平成20年度から浄配水場27施設の運転管理について、第三者委託を導入している。 モニタリングは、毎日(業務日報)、毎月(月間業務報告書及び報告会)、年間(年間業務報告書及び報告会)、 機器の故障時の報告、保守点検時の報告など、書面による連絡・報告の体制を構築している。

・モニタリングの評価については、独自に業務評価要領を作成し、①月間業務評価(100点満点)、②品質評 価(業務内容)(100点満点)、③業務改善提案(加算点10点満点)の項目で行っており、これらの合計点から ④総合評価を行っている。

平成27年度 石油市籍內地影響之管里等業務委託

連結理業務 総合評価

	評価項目	得点(又)胡油
1.	『月間業務評画』(100点湯点)	84.8
2	『品質評価(業務内容)』(100点満点)	86.4
3.	『業務攻善提系』(加算点10点类点)	7
	合 計(210点機点)	178.2
	部一面点(合計を100点場点:検算した点数) ²⁰	84
4.	『総合評価』(ランク表示)	AAA

品質管理でよれては、連載管理が変みが不卑いらいで重加している。 業務技績提案でいては、施設の維持管理可上に関する内容となっている。 市との連携体制がなかで、安全で安心できる水道かの排除途行ってきたことを 高く評価する。

※1 評価側は合計を100 点湯側に検算するため、その合計を21で書って、小数点以下を切り捨てて算出しています。

具質評価(業務内容)の概要(塩物)

四貝計画(未務内台)の似安(扱件)	
業務区分	業務指標
(1)運営業務	責任者の常駐日数、濁度等の法定基準値以下の送水時間、施設の事故件数、事故時配水量、報告書提出状況
(2)運転管理業務	日平均水質要求水準(配水残塩、配水圧力達成率、維持管理水位(配水池水位)達成率、給水末端部での水質検査実施率、給水制限数、薬品備蓄不足率、通信管理、バイオアッセイの監視不能日数、緊急対応率、見学者対応率
(3)保全管理業務	設備点検実施率、浄水場停止事故発生件数、点検見落と しによる事故件数、業務日誌報告率 等
(4)その他	教育研修実施率、労務災害発生率、資格取得推進率、薬品管理計画実施、地域活動・イベント参加件数、地元企業活用率 等

5) 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置

【許可基準】

災害その他非常の場合における水道事業者等及び選定事業者による水道事業を 継続するための措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものである こと。

水道事業者等及び水道施設運営権者が、発生が懸念される多様な危機管理に対して 適切に対処することができるよう、災害その他非常の場合のそれぞれの事象ごとに、 実施体制、業務の内容及び対応手順が明確に定められていることが重要である。この ため、以下の事項を踏まえて検討する。

(1) 実施体制

- ・ 実施体制が体制図等により明確に定められ、水道事業者等と水道施設運営権者の役割分担及び両者の連携方法が明確に位置づけられていること。
- ・ 水道施設運営権者が、被災した自らの水道施設の災害復旧業務を実施する場合、事前に定めた指揮命令系統に沿って対応するとともに、水道事業者等が事業の継続のために必要と判断した場合、水道施設運営権者は水道事業者等の指示に従い対応することとされていること。
- ・ 水道施設運営権者が、他の水道事業者等の災害復旧支援業務を実施する場合、 水道事業者等や水道施設運営権者の承認等が災害復旧現場での活動の障害 にならないよう、現地派遣者が、応援先の都市において、他の水道事業者等 と連携しつつ、現地の指揮命令系統に従い実施することとされていること。
- 水道事業者等と水道施設運営権者の費用分担が明確に定められていること。

(2) 業務の内容及び対応手順

- ・ 業務の内容及び対応手順が対策マニュアル等により具体的に定められ、かつ、 水道事業者等と水道施設運営権者の役割分担及び連携方法が、具体的に定め られていること。
- ・ 水道事業者等は、災害その他非常の場合における応急の給水及び水道施設の 復旧に係る措置に係る重要な意思決定や他の水道事業者等との相互応援に 係る外部関係者との連絡調整を行うこと。
 - ※ 災害その他非常の場合とは、地震、風水害、水質汚染事故、施設事故・停電、管路事故・給水装置凍結事故、テロ、渇水、新型インフルエンザ、情報セキュリティ等の事象を指す。

6) 水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置

【許可基準】

水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における水道事業者等が行う措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

水道施設運営等事業は、水道事業者等が、水道施設運営権者の業務の実施状況等に関し、平素からモニタリングを実施することにより、事業の継続が困難にならないよう事前に対処することが前提である。そして、経営難や要求水準の未達状態が継続するなどの予期せぬ事象が発生した場合には、水道施設運営権者に対する改善勧告等の措置や、必要に応じて、利用料金や要求水準等の経営条件の見直し等をすることで持続可能な事業環境を再構築することが求められる。

それでもなお、事態が改善せず、事業の継続が困難となった場合に、代替措置を講ずる際の基本的な考え方や手順等をあらかじめ定めておくことが重要である。このため、以下の事項を踏まえて検討する。

- (1) 水道施設運営権者による事業の継続が困難となり、契約の解除や運営権の行使 の停止により、水道事業者等が自ら直営で業務を実施する又は水道法第24条 の3に基づく他の事業者への第三者委託等により事業を継続することとなっ た場合に、段階を踏んで体制を構築するための考え方が示されていること。
 - ・ 各段階(初動期、移行準備期、次期運営体制開始等)の体制構築に関する基本的考え方
 - ・ 最低限必要となる職員数の概数
 - ・ 第三者に委託する場合の委託先候補となる企業リストの作成
 - ・ 引き継ぎが完了するまでの一定期間の間、水道施設運営権者による事業継続 への協力を実施契約において定めていること。
- (2) 一時的に運営権の行使を停止することとなった場合に、水道事業者等が、水道施設運営権者に代わり、委託先企業に指揮命令等を行えるよう、契約に規定を盛り込むこと(運営権者が所有する資産の一時的使用と契約の一時的承継)(水道施設運営権者が施設の運転管理業務を外部に委託する場合に限る。)。

【参考】事業継続困難時に水道事業者等が自ら直営事業を運営する場合の対応(一例) 運営権者が突然の経営破たん等により機能停止に陥った場合は、水道事業の継続性 を維持するために、一旦、水道事業者等が自ら直営で業務を実施することが考えられ る。このような場合のため、以下のような各フェーズの期間、最低限必要な職員数、 移行準備期を想定した体制構築方法等について事前に検討する必要がある。一例を以 下に示す。

(1) 初動期(数日から1か月程度)

初動期は水道供給を止めないことが最も重要であることから、水道供給を継続する 最低限の業務を維持するための体制を検討する。例えば、モニタリング等を担当して きた職員が中心となり、運営権者が委託していた業者に指揮命令を行って体制を構築 することや、運営権者の従業員の協力を得ながら最低限の事業を継続することが考え られる。

(2) 移行準備期(1か月程度~数年程度)

初動期の業務体制から、通常どおりの水道事業の業務を実施するために必要な体制を構築する。初動期の体制に加え、移行期間の措置として、業務委託又は一時的な職員の採用等により運営を行うことが考えられる。

(3) 次期運営体制期

他の運営権者、他の官民連携形態、直営などの選択肢から、適切な次期運営体制を選択して構築する。



図Ⅳ-3-4 事業継続困難時の措置例(イメージ図)

7) 水道施設運営権者の経常収支の概算

【許可基準】

選定事業者の工事費の調達、借入金の償還、給水収益及び水道施設の運営に要する費用等に関する収支の見通しが、水道施設運営等事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

選定事業者による経常収支の概算に関する計画が、確実かつ合理的なものであることが重要である。このため、以下の事項を踏まえて検討する。

- (1) 有収水量と水道料金収入を比較し、不合理になっていないこと。
- (2) 水の安定供給を図るためには、水道施設運営権の存続期間にわたって計画的な維持管理が必要となることから、事業期間全体に係る水道施設の維持管理及び計画的な更新に要する費用が収支の見通しに反映されていること及びそれらの費用が適切な算出根拠に基づいて算出されたものであること。
- (3) 水道施設の維持管理及び計画的な更新には、多額の資金が必要となると考えられることから、資金調達の方法について確認し、水道施設運営権者が負債により資金調達する場合には、財務上の安全性を確保するため、負債の元利金の償還が確実に行われる見込みであること。
- (4) 資産維持費に相当する費用は、水道施設運営権者が、新たに負債等により資金調達するか又は事業報酬を内部留保するかにより確保される。このため、その費用確保の実効性が担保されるよう、水道事業者等は、要求水準により必要な業務内容を明示したうえで、民間事業者から提案(設備投資を含む維持管理計画、資金の調達・償還方法及びその確実性)を求め、その履行義務を実施契約書において明示すること。

(水道用水供給事業を水道施設運営等事業として実施する場合)

水道用水供給事業は、水道事業者に水道用水を供給する事業であり、一般の水の需要者との給水契約に直接関与しないことから、法第 14 条に基づく供給規定策定の義務は課されておらず、その供給は給水契約の定めるところに委ねられる。そのため、法第 31 条において第 24 条の 6 第 1 項第 2 号 (水道施設運営権の許可の基準として第14 条の供給規程の要件に適合しなければならないものとすること)を準用していない。

一方で、法 24 条の 5 第 3 項第 9 号における水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金については、給水収益の算定の基礎となることから、水道用水供給事業者についても同様に実施計画書に求めることとしている。

そこで、水道用水供給事業において水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利 用料金については、以下の事項を踏まえて検討する。

- (1) 総括原価を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。
- (2) その事業に係る長期的な収支の試算を行った場合にあっては、当該試算に基づき、算定時から将来に向かっておおむね3年から5年までの期間を基準として 算定されたものであること。
- (3) 利用料金は、上記の期間ごとの適切な時期に見直しを行うものであること。
- (4) 利用料金が、水利用の合理性及び水道用水供給事業の安定性を勘案して設定されたものであること。
- (5) 利用料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
- (6) 利用料金に区分を設定する場合にあっては、水道用水の使用形態等の合理的な区分に基づき設定されたものであること。

8) 実施契約終了時の措置

【許可基準】

水道施設運営等事業に関する契約終了時の措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

水道事業者等は、契約期間終了後、再度、水道施設運営等事業を実施する場合や直営による事業実施体制に移行する場合等が考えられるが、安定的な給水の継続を確保する観点から、そのための組織体制等を整備しておく必要がある。このため、以下の事項を踏まえて検討する。

- (1) 引き継ぎに関する以下の措置が適切に定められていること
 - ① 引き継ぎ時の確認事項(業務内容、データの管理状況、対象施設固有の運転 方法、関係者(道路管理者、関係市町村等)との協議の状況 等)
 - ② 引き継ぎ方法
 - ③ 引き継ぎの費用負担
 - ④ 業務習熟期間の設定
 - ⑤ 事業期間終了後にも効果が発生する施設等の整備費用の負担方法(※)
 - ⑥ 法第24条の13の規定に基づく水道施設運営権の取り消し等の通知
 - ※ 事業期間終了後にも効果が発生する施設等の整備費用の負担については、 残存価額分を次期水道施設運営権者が負担する方法や水道事業者等が負担 する方法等が考えられる。この場合、当該残存価額分の算定方法、水道施設 運営権者が当該更新投資を行う場合の手続等について定めておく必要があ る。

9) 水道施設運営権者の適格性

【許可基準】

選定事業者が、水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる専門的能力及び経 理的基礎を有するものであること。

水道施設運営権者が、水道施設運営等事業を適正に実施できるだけの専門的能力や 経理的基礎があることが重要である。また、水道は国民の生活基盤として不可欠な公 共インフラであることから、水道施設運営権者の議決権株式が、公共施設等運営事業 への参画にふさわしくない者に取得され、事業の確実性等が損なわれることを防止す ることが必要である。

このため、以下の事項を踏まえて検討する。

- (1) 水道事業者等が応募企業に対して課した参加資格要件の内容及び選定事業者が 当該要件を満たしていること。参加資格要件の内容として、対象となる事業に関 係する水道事業に係る実績のほか、財務状況について、下記の事項が含まれてい ること。
 - ・ 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事 再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること
 - 債務超過の状態に陥っていない者であること 等
- (2) 選定事業者がその事業を着実に継続できるよう、事業の目的、株式の取扱、取締役・監査役等の選任・権限等について選定事業者の定款又は規約において定めていること。
- (3) 選定事業者による議決権株式の新規発行及び処分(譲渡、質権設定その他の担保設定)について、水道事業者等の承認を要するなどの適切な方法を取ることとしていること(※1)。
- (4) 当該事業以外の事業の不振が原因で、当該事業のサービスが低下することのないよう必要な措置を定めること(※2)。
- ※1 多くの民間事業者による公共施設等運営事業への参画を促し、資金調達環境をより適切なものとすることで、多様な提案、効率的な経営の導入を促す見地から、 水道事業者等の承認の方法以外にも、下記のような方法をとることも考えられる。
 - ・ ネガティブリストを作成しリストに該当しない者に新規発行及び処分する 場合は、事後の届出でよいこととする。

- ・ 処分可能な株式の量(例:総株主の議決権の一定割合まで)に制限を設ける。 なお、資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、無議決権株式など多様な 種類の株式を発行することも可能である。
- ※2 PFI 事業においては、「選定事業者が、当該選定事業以外の他の事業等に従事する場合に、かかる他の事業等に伴うリスクにより当該選定事業に係る公共サービスの提供に影響を及ぼすおそれがあるときは、この影響を避けるため又は最小限にするため、事業契約等に必要な規定を設ける等、適切な措置を講ずる。」こと(注)とされており、公共施設等運営事業においては、応募企業に SPC の設立を義務づけることが一般的であることから、選定事業者が既存の事業会社となることは想定されない。
- (注) 内閣府「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」 5-4 (1) 参照

10) 利用料金

水道施設運営等事業においては、運営権者が担う業務に要する費用については、利用料金として徴収する。利用料金については、PFI 法第 17 条により、地方公共団体が、利用料金に関する事項を実施方針条例の中で、議会の議決を経て定め、適切な枠組み(上限、幅等)を規定する。運営権者は、この枠組みの中で利用料金を定めることとなる。そして、この利用料金については、厚生労働大臣が運営権の設定にあたり、適切な料金設定であることを確認した上で許可する。一方、地方公共団体である水道事業者等が担う業務に要する費用については、従来どおり、水道料金として徴収することとなる。

そのため、水道施設運営等事業においては、水道料金部分と利用料金部分の二つから構成された料金を徴収することとなる。

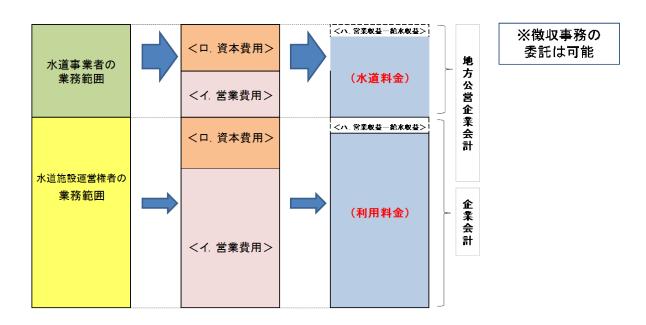
【許可基準】

利用料金が、水道法に規定する以下の要件に適合すること。

- (1) 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- (2) 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
- (3) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- (1)については、以下の要件に適合すること。
 - ・ 料金が、イに掲げる額と口に掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して て算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定された ものであること。
 - イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、 公租公課、その他営業費用の合算額
 - ロ事業報酬の額
 - ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額
 - ・ 前号イ及びハに掲げる項目の額は、算定時から将来に向かつておおむね3 年から5年までの期間を基準として算定されたものであること。
 - ・ 料金は、前号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うものであること。
 - ・ 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道 事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

水道施設運営権者が収受することとなる利用料金が、水道法に規定する要件に該当することが重要である。このため、以下の事項を踏まえて検討する。

(1) 水道施設運営権者が自らの収入として収受しようとする利用料金の額、利用料金の料金体系が水道法に規定する要件に適合すること。具体的には、水道事業者等と水道施設運営権者が各々の業務範囲に応じて、総括原価方式に基づき、料金原価を算定していること。ただし、事務が繁雑になるなど各々の料金に対して総括原価方式を適用することが現実的ではないと考えられる場合には、総括原価を基礎としつつ、合理的かつ明確な根拠に基づき、水道事業者等と水道施設運営権者で給水収益を按分する方法も可能であること。



図Ⅳ-3-5 水道施設運営等事業における料金原価の算定方法

(2) 総括原価に含まれる事業報酬の額について、合理的に説明でき、妥当な水準であること。

水道施設運営等事業では、地方公共団体による水道事業の経営において定められている「支払利息と資産維持費との合算額」の代わりに、支払利息や配当金等が含まれる「事業報酬」を用いる。

事業報酬額の算定方法の一例としては、完全民営水道における事業報酬額の考え方として想定されるレートベース方式である「対象事業資産×事業報酬率」を目安とすることが考えられるが、それぞれの水道施設運営等事業の内容や水道施設運営権者が負担するリスクの内容に応じて、水道事業者等が合理的に説明できる方法で妥当な水準を算定する。

対象事業資産と事業報酬率の定義については以下のとおりである。

• 対象事業資産

a.水道事業等で用いられている固定資産の取得価額から減価償却累計額を控除した額 (期首・期末平均又は直近確定決算値)

有形固定資産(共用施設等、水道事業と直接関係のない固定資産や遊休資産は除く) ※ 建設仮勘定(建設中の施設)は有形固定資産から除く。

無形固定資産(水利権、著作権等。水道事業に直接関連する無形固定資産)

b.運転資本(売掛債権+棚卸資産(原材料+仕掛品+製品+貯蔵品)+その他流動資産 産ー仕入債務ーその他流動負債)(期首・期末平均又は直近確定決算値)

• 事業報酬率

他の公益企業で一般的に用いられている加重平均資本コスト (WACC) や経営資本営業利益率 (総資本から建設仮勘定、遊休資産等の事業外資産を除く) を基本とするが、他の指標を使用することも可能であると考えられる。なお、経営資本営業利益率を用いる場合で当該事業自体が赤字である場合、事業報酬額がマイナスとなる点に留意する必要がある。

加重平均資本コスト=自己資本報酬率×自己資本比率+他人資本報酬率×(1-自己資本比率)

(自己資本報酬率:類似する公営事業(電気、ガス、水道、鉄道等)の自己資本利益率(ROE)) (他人資本報酬率:類似する上記公営事業における支払利息÷有利子負債(期首・期末平均又は直近確定 決算値)

(3) 事業期間中の利用料金の改定について、定期的な見直し、著しい物価変動が起こった場合等の臨時的な見直しに関する考え方が定められ、合理的なものであること。

水道施設運営権者の利用料金については、地域の実情に応じた適切な期間で定期的な検証及び必要に応じた見直しを第三者を交えて行うこと、また、著しい物価変動が起こる等の通常想定されない場合の臨時的な料金の見直しについて、必要に応じて双方から協議を申し出る機会を設けることを契約書等に規定することが必要である。料金の見直しに当たっては、民間事業者の技術や運営ノウハウを活用した事業の改善意欲を持続させる観点に留意することが考えられる。

なお、水道料金の料金算定期間は、水道法施行規則第12条第1項第1号に基づき、「おおむね3年」と定められており、公益社団法人日本水道協会の水道料金算定要領(平成27年2月改訂版)においては、「おおむね将来の3年から5年を基準とする」とされている。(P)

水道施設運営権者の効率化努力の及ばない一定の定義された範囲を超える物価変

動が生じた場合に料金への転嫁を可能とするための物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式の参考例を以下に示す。

<物価変動の定義(例)>

国内企業物価指数(総平均又は電力・ガス・水道)が、一定の時期・期間等における指数から一定の割合以上増減した場合

<物価変動による費用増減の料金への転嫁に関する計算式(例)>

- · 改定利用料金=現行利用料金×変動指標
- ・変動指標 $=a+b\times$ (労務/労務 0) $+c\times$ (動力/動力 0) $+d\times$ (金利/金利 0) $+e\times$ (物価/物価 0)
 - ※ a=固定費のコスト比率、b=労務費のコスト比率、c=動力費のコスト比率、d=支払利息のコスト比率、 $e=b\sim d$ 以外の変動費のコスト比率、a+b+c+d+e=1 とする
 - ※ 労務=改定後の労務単価、動力=改定後の電力料金単価、金利=改定後の金利、物価=改定後の国内企業物価指数(総平均)、〇〇0 は改定前の数値とする

なお、電気事業やガス事業の料金原価において急激な変動が見込まれる燃料費や原料費の占める割合は全体の約4割と高いが、上水道事業の給水原価において変動が想定される動力費と薬品費の占める割合は相対的に高くなく、それぞれ約3.5%と約0.6%である(公益社団法人日本水道協会 平成28年度水道統計より)。

- (4) 事業範囲の設定により、給水区域内の一部の区域において水道施設運営等事業が実施される場合、原則、1つの給水区域においては1つの供給規程(料金体系)が定められていること。
- ※ 水道用水供給事業を水道施設運営等事業として実施する場合、水道法第28条に基づく水道用水供給事業の経営の認可の場合と同様、本規定の対象外となる。これは、水道用水供給事業は、水道事業者に水道用水を供給する事業であり、一般の水の需要者との給水契約に直接関与しないことから、法第14条に基づく供給規定策定の義務は課されておらず、その供給は給水契約の定めるところに委ねられることによるものである。そのため、法第31条において第24条の6第1項第2号(水道施設運営権の許可の基準として第14条の供給規程の要件に適合しなければならないものとすること)を準用していない。なお、水道用水供給事業における利用料金については、選定事業者による「水道施設運営権者の経常収支の概算」を審査する中で確認することとしている。

11) 水道の基盤の強化

【許可基準】

水道施設運営等事業の実施により、当該水道事業における水道施設の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保並びに運営に必要な人材の確保が図られること。

水道施設運営等事業により、水道の基盤の強化が見込まれることが重要である。このため、以下の事項を踏まえて検討する。

- (1) 水道施設運営等事業は、当該水道事業の基盤の強化に資する場合に実施されるべきものであるため、水道施設運営権者が水道施設運営等事業を効率的かつ効果的に実施することにより、水道施設運営等事業を含む水道事業等全体における水道施設の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保並びに運営に必要な人材の確保について、その向上が図られること。
 - ① 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する効果
 - ・ 存続期間終了時点での水道施設運営等事業を含む水道事業等全体の水 道施設の維持管理及び計画的な更新に関する目標(要求水準等)が、水 道事業全体における課題を踏まえて適切に設定されていること。
 - ② 水道事業等の健全な経営の確保に関する効果
 - ・ 水道施設運営等事業を実施することによる効果 (VFM、運営権対価の活用方法等) があること。
 - ③ 水道事業等の運営に必要な人材の確保に関する効果
 - ・ 水道施設運営等事業を含む水道事業等全体の人材の確保に関する目標 が設定されており、水道事業等を安定的かつ持続的に運営するために必 要な体制であり、技術力の継承が適切に行われる体制であること。
 - ④ 上記①~③の効果を示す際は、アセットマネジメントの結果に基づき、水道 施設の更新に要する費用を含む水道事業全体の収支見通しの作成が行われ ていること。

なお、上記目標の設定にあたっては、定量的な指標を基本とするが、水道事業等全体における課題や水道施設運営等事業の目的を明らかにした上で、定性的な表現も可能である。

(参考1) 基盤強化の指標設定

基盤強化における効果を示す指標設定のために、「水道事業ガイドライン(平成 28 年 3 月、公益社団法人日本水道協会)に基づく業務指標」(表 \mathbb{N} -3-1)等や「事業統合検討の手引き-水道版バランススコアカードの活用-(平成 23 年 2 月厚生労働省水道課)」(表 \mathbb{N} -3-2)などを参考とすることが有効である。

バランススコアカードとは、1990年代前半にアメリカで開発された企業の経営改革のための手法である。顧客、業務プロセス、財務、学習と成長という4つの視点から、企業のミッション(ビジョン)と関連付けられた日常業務の具体的戦略を可視化し、これを評価していくものである。

複数の視点から多面的に評価を実施し、各視点間の関連性や因果関係を明確にしながら、目標達成のための戦略を検討するなど、マネジメント手法としての機能も有しており、企業性の発揮によるサービスの質の向上が求められる水道事業においては、業務評価として取組み易い手法のひとつである。

視点 戦略目標 業績評価指標 目標値 応急対策の充実 ·応急対応開始時間 1.5時間→30分 水質の向上 自己検査の給水人口割合 75%→100% サービス向上 5人→10人 顧客の視点 ·窓口対応体制 54日間/年→0 ・渇水による緊急分水 安定した供給 ・渇水発生の可能性のあった年間日数 30日→0日 ・配水水質の連続自動水質監視装置による監視 0ヵ所→15ヵ所 水質管理の向上 ·原水常時監視割合 0→45% 80%→100% 維持管理の向上 常時監視の水量割合 2万人→0人 ·未普及人口2万人解消 未普及地域解消 12%減少 内部プロセスの視点 ·経年化浄水施設率 施設更新 ·経年化設備率 30%減少 ·経年化管路率 現状維持 • 浄水施設耐震化率 40%上昇 耐震化(ソフト、ハード) 管路の耐震化率 30%上昇 資金の確保 ·二重投資回避額 127億円 財務の視点 ・施設無人化による維持管理費削減額 維持管理費の低減化 1.2億円/年 ・危機管理マニュアル策定 策定 組織力の向上 ·災害時体制 10人→25人 5時間増加 ·研修時間 学習と成長の視点 人材育成 ・給水量あたり職員配置 3.3人/千m3→2.1人/千m3 ·管路台帳電子化率 0→100% 技術情報の継承 •竣工図面電子化率 0→100%

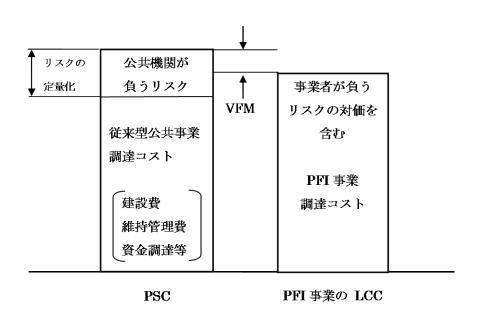
表Ⅳ-3-2 バランススコアカードの例

(出典)「事業統合検討の手引き-水道版バランススコアカードの活用-」(平成 23 年 2 月厚生労働省水道課)

(参考2) VFM

VFM (Value For Money) とは、一般に「支払いに対し、最も価値の高いサービスを供給する」という考え方である。同一の目的を有する2つの事業を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを供給する方を他に対し「VFM がある」といい、残りの一方を他に対し「VFM がない」という。

公共機関は、公共サービスを提供する期間にかかる費用の総額である LCC (Life Cycle Cost)を軽減することにより、より効率的な経営を行っていくことが求められている。図IV-3-6に示すように、従来通り公共事業として実施する場合の LCCを「PSC」(Public Sector Comparator)といい、PFI 事業として実施する場合に、公共機関が負担する見込額を「PFI 事業の LCC」という。VFM の評価は PSC と PFI 事業の LCC との比較により行う。



図IV-3-6 VFMの概念

12) 運営権対価

水道事業者等は、運営権者から公共施設等を運営して利用料金を収受する権利に 対する対価(運営権対価)を徴収することができ、運営権者は運営権対価を一括又 は分割で支払うことができる。

(1) 算定方法・最低対価

水道事業者等は、運営権対価を徴収することができ、運営権対価の原資は、運営権者が将来得られるであろうと見込む水道施設運営等事業の収入から当該事業の実施に要する支出を控除したものを現在価値に割り戻したものであると想定される。

事業者選定プロセスにおける運営権対価の最低価格は、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン(内閣府)」で示した NPV (運営権者が実施した場合の運営権者が負うリスクを加味した純現在価値)又は NPV (水道事業者等が実施した場合の水道事業者等が負うリスクを加味した純現在価値)を設定する。その場合に、最低価格が負の値になる場合には、最低価格をゼロとすることが想定される。

また、コンセッション方式にかかる事業期間中に水道事業等に対し水道事業者等が 負担する費用を運営権対価により回収することも考えられるが、その場合には最低運 営権対価の設定の際に留意が必要となる。

なお、運営権対価の最低額やVFMの算定にあたり総収入および総支出を基礎とすることから、民間事業者が、それぞれの収入および支出を見積もることが可能となるよう、民間事業者に対して収入および支出に関する十分な情報開示を行うことが望ましい。

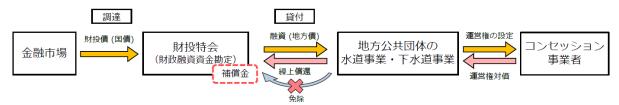
対象施設の建設に際し水道事業者等が起債している場合、運営権対価はその償還原 資になることから、運営権対価を算定するための割引率について、起債条件に合わせ て割引率を設定することが考えられる。

(2) 運営権対価の支払方法

運営権対価は契約時一括又は分割での支払いが考えられる。支払方法の選択にあたっては、「水道事業者等の既往水道事業債の一括繰上償還の可否」「運営権者が運営権対価を一括で支払うときは、運営権者の資金調達の可否」等を検討して行う必要がある。

なお、平成30年6月20日に公布された改正PFI法において、平成30年度から33年度までの間に実施方針条例を定めること等の一定の要件の下で、水道事業等に係る公共施設等運営権を設定した地方公共団体に対し、当該事業に係る旧資金運用部資金

等の繰上償還を認め、その場合において、繰上償還に係る元金償還金以外の金銭(補償金)を受領しないものとする措置が講じられた(図IV-3-7)。



図Ⅳ-3-7 繰上償還に係る保証金免除

運営権対価の支払方法を分割払いとした場合には、運営権者が契約当初に大規模な 資金調達が必要でなくなり、参入障壁が緩和されることにより、入札時の競争促進が 期待されるが、民間資金の活用という PFI の趣旨にかんがみ、支払については一括払 いを検討するべきである。仮に分割払いを採用する場合でも、一定の一括払い(当初 分)を組み込むよう努めるものとする。

13) その他の検討すべき事項

(1) 情報公開

水道法第 24 条の 2 に基づき、水道事業者等は、水道の需要者に対し、水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならないと定められている。水道施設運営等事業において運営権者が運営を行う場合においても、情報公開が水道事業の透明性の向上に寄与するものと考えられることから、事業運営に関する情報を積極的に公開していくことが求められる。

そのため、実施契約や事業計画の内容、水道事業者等による運営権者の業務及び経 理の状況に関するモニタリング結果等については、運営権者の権利や正当な利益を害 するおそれのある内容(特殊な技術やノウハウ、特許等)を除いて、水道施設運営等 事業を実施する地方公共団体の情報公開条例等に基づき、適切に情報公開されるよう 実施契約書に規定を盛り込むことが望ましい。

(2) 契約解除に伴う運営権者への損失の補償

PFI 法上、公共施設等運営権の取消し若しくはその行使の停止又は公共施設等運営権の消滅による損失の補償は「公共施設等の管理者等の責めに帰すべき事由がある場合に限る」とされている。

また、当該補償の額については、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン(内閣府)」に示されている通り、公共用地補償基準の考え方に従い補償することになると見込まれる。

水道施設運営等事業においても、PFI 法に基づき、公共施設等運営権の取消し等による損失の補償は、水道事業者等に帰責事由がある場合に限定され、その補償額は、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」等に基づいて算定されることになる。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成十一年法律第百十七号) (抄)

(公共施設等運営権者に対する補償)

第三十条 公共施設等の管理者等は、前条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定による公共施設等運営権の取消し若しくはその行使の停止又は前条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅(公共施設等の管理者等の責めに帰すべき事由がある場合に限る。)によって損失を受けた公共施設等運営権者又は公共施設等運営権者であった者(以下この条において単に「公共施設等運営権者」という。)に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン(抄)

15 運営権の取消し等(3)補償に関する留意事項

(1) PFI法第30条第1項の規定は、通常生ずべき損失(以下「通損」という。)の補償義務を管理者等に課すものであり、算出方法については言及していないが、公共用地補償基準の考え方に従い補償することになると見込まれる。

3.1.3. 民間事業型における検討事項

民間事業型においては、民間事業者である運営権者が水道法の認可を取得すること となり、水道法上の責任は民間事業者である運営権者が負うこととなる。

以下の検討項目については、3.1.2 地方公共団体事業型の内容に準じて検討を行う。

- 事業期間
- ・ モニタリング
- ・ 災害その他非常の場合における水道事業の存続のための措置
- ・ 水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置
- 運営権者の経常収支の概算
- 実施契約終了時の措置
- 水道施設運営権者の適格性
- ・ 水道の基盤の強化
- · 運営権対価
- ・ その他の検討すべき事項

その他、民間事業型の場合の検討事項を以下に示す。

1) 水道料金

3.1.2 地方公共団体事業型の内容に準じて検討を行う。なお、事業報酬の額については、3.1.2.10) が参考となる。

2) その他の検討すべき事項

(1) 指定管理者制度の適用

指定管理者制度とは、地方自治法上の「公の施設」について、地方公共団体から指定を受けた指定管理者が管理を代行する制度であり、この制度を適用することで、施設の使用許可等の公権力の行使に係る権限を指定管理者に実施させることが可能となる。ここでいう公の施設とは、地方自治法第244条で、普通地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設と定義されており、一般に地方公共団体が有する水道施設はその性質上、公の施設となる。

内閣府のガイドラインでは、運営権に施設の使用許可等の施設の使用許可等の公権力の行使に係る権限は含まれないとされていることから、コンセッション方式で運営権者に施設の使用許可等を実施させようとする場合には、通常、指定管理者制度の適用が必要である。

しかしながら、水道法では、第6条(事業の認可及び経営主体)において、水道事

業の経営主体は原則として市町村とされているものの、市町村以外の者(民間事業者を含む)であっても当該市町村の同意を得たうえで厚生労働大臣の認可を得れば、水道事業を経営することができると規定されており、この場合においては市町村と同様に水道法に基づいて水道事業者の権限を行使することが可能となる。

したがって、水道事業におけるコンセッション方式において、指定管理者制度を併用する必要はない。ただし、運営権者が行う水道料金の変更に対し、管理者が「承認」の形で関与する必要があると地方公共団体が判断した場合、指定管理者制度の併用を阻むものではない。

なお、コンセッション制度そのものの水道事業における検討事例が少ないことから、 関係機関と十分な協議・調整を行うことが望ましい。

(2) 水利権の取り扱い

水道事業者が表流水等を水源としており、水利権を有する場合には、その取り扱いについて留意する必要がある。水利権は、河川法第23条(流水の占用の許可)の規定に基づいて事業者が取得する、河川の流水を占用するための権利であり、コンセッションの導入に際しては、この水利権許可申請の主体が、地方公共団体か運営権者かについて考慮する必要がある。

流水の占用は、取水施設を設置・管理することによりなされており、水利権使用許可申請の一部である河川法第 24 条 (土地の占用の許可)は、実際に河川区域に設置されている取水施設に対して占用の許可が与えられるものであることから、水利使用許可は取水施設の所有者である地方公共団体が申請すべきものであると考えられる。

また、河川法第26条(工作物の新築等の許可)、河川法第55条(河川保全区域に おける行為の制限)の規定における、工作物の新築・改築・除却に伴う許可申請や、 取水量の報告など、水利使用許可に伴って生じる義務についても、水利使用の許可を 受けた地方公共団体が行うべきものであると考えられる。

ただし、コンセッション制度そのものの水道事業における検討事例が少ないことから、河川管理者と十分な協議・調整を行うことが望ましい。

なお、(1)(2)については、関係省庁の見解を反映させて記載しているが、事業実施 に当たっては関係機関と十分な協議・調整を行うことが望ましい。

[参考] 公の施設(地方自治法 第十章)

(公の施設)

- 第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。
- 2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

- 第二百四十四条の二 <u>普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、</u> 公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の 定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二 百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

- 第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

- 第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、 都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をす ることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。
- 2 第百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

[参考] 河川法

(流水の占用の許可)

第二十三条 <u>河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を</u> <u>受けなければならない。</u>

(土地の占用の許可)

第二十四条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(工作物の新築等の許可)

- 第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。
- 2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の 許可を受けることを要しない。
- 基礎ぐいその他の高規格堤防の水の浸透に対する機能を減殺するおそれのないものとして政令で定める 工作物の新築又は改築
- 二 前号の工作物並びに用排水路その他の通水施設及び池その他の貯水施設で漏水のおそれのあるもの以外 の工作物の地上又は地表から政令で定める深さ以内の地下における新築又は改築
- 三 工作物の地上における除却又は工作物の地表から前号の政令で定める深さ以内の地下における除却で当該工作物が設けられていた土地を直ちに埋め戻すもの
- 3 河川管理者は、高規格堤防特別区域内の土地における工作物の新築、改築又は除却について第一項の許可の申請又は第三十七条の二、第五十八条の十二、第九十五条若しくは第九十九条第二項の規定による協議があった場合において、その申請又は協議に係る工作物の新築、改築又は除却が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り、これを許可し、又はその協議を成立させなければならない。
- 4 第一項前段の規定は、樹林帯区域内の土地における工作物の新築、改築及び除却については、適用しない。 ただし、当該工作物の新築又は改築が、隣接する河川管理施設(樹林帯を除く。)を保全するため特に必要 であるとして河川管理者が指定した樹林帯区域(次項及び次条第三項において「特定樹林帯区域」という。) 内の土地においてされるものであるときは、この限りでない。
- 5 河川管理者は、特定樹林帯区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(権利の譲渡)

- 第三十四条 第二十三条から第二十五条までの許可に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡 することができない。
- 2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

(河川保全区域における行為の制限)

- 第五十五条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。
- 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築又は改築
- 2 第三十三条の規定は、相続人、合併又は分割により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」という。)を承継する法人に限る。)、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

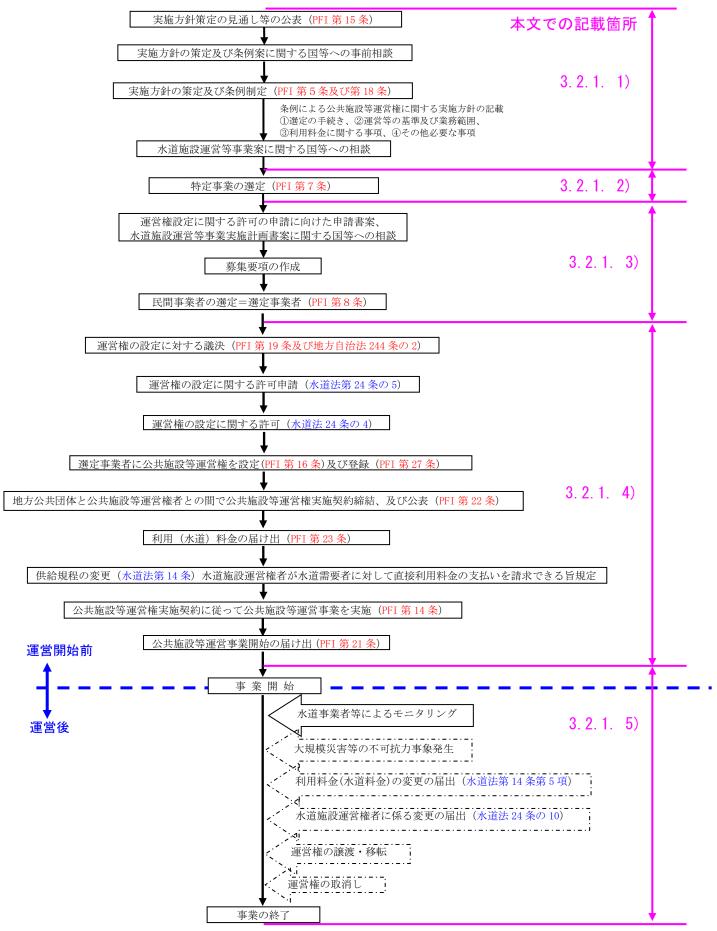
3.2. コンセッション型事業の導入・実施手順

以下、3.2.1 において地方公共団体事業型事業、3.2.2 において民間事業型事業の 導入・実施手順について解説する。

3.2.1. 地方公共団体事業型における導入・実施手順

コンセッション型事業における事業の進め方については、2.3.1 に示す従来型 PFI の場合と大きく異なるものではない。

ただし、事業実施のための各段階において、コンセッション型事業特有の留意事項 について検討する必要があるため、ここではコンセッション型事業(地方公共団体事 業型)の導入手順(案)を示し、この手順に沿う形で、検討が必要な留意事項をとり まとめた。



図IV-3-8 コンセッション型事業の導入手順(案)

1) 実施方針の策定、条例の制定及び公表

- 1. コンセッション方式を採用しようとする場合、PFI 法第 17条(公共施設等運 営権に関する実施方針における記載事項の追加)及び PFI 法第 18条(実施方針 に関する条例)の規定により、実施方針に関する条例を制定する必要がある。
- 2. 実施方針は PFI 法第 5 条 (実施方針) 及び PFI 法第 17 条の規定に基づき、 個別事業に係る事項を定める必要がある。
- 3. 実施方針を策定する前に、水道施設運営等事業の許可権者である厚生労働省と、当該実施方針の内容について十分に協議を行うこと。
- 4. 民間のノウハウや創意工夫を積極的に利用するために、競争的対話方式を活用し、実施方針や要求水準書に反映することが有効であると考えられる。
- 5. 水道事業者等は、運営権者による議決権株式の新規発行及び処分に条件を付す場合は、その方針を実施方針に記載するなど早い段階で示すことが望ましい。

[解説]

1. について

コンセッション方式を採用しようとする場合、PFI 法第 17 条 (公共施設等運営権 に関する実施方針における記載事項の追加)及び PFI 法第 18 条 (実施方針に関する 条例)の規定により、実施方針に関する条例を制定する必要がある。

また実施方針に関する条例には、以下の事項について定める必要がある。ただし、 詳細な事項については実施方針にて定めるものとし、条例はその大枠を定めるものと なる。

- 1. 民間事業者の選定の手続き
 - (総合評価落札方式、公募型プロポーザル等の競争性のある随意契約等)
- 2. 公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準 (関係法令の順守)
- 3. 業務の範囲
- 4. 利用料金に関する事項
- 5. その他必要な事項

[参考] PFI 法第 17条(公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加)

- 第十七条 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする 場合には、実施方針に、第五条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 選定事業者に公共施設等運営権を設定する旨
- 二 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容
- 三 公共施設等運営権の存続期間
- 四 第二十条の規定により費用を徴収する場合には、その旨(あらかじめ徴収金額を定める場合にあっては、費用を徴収する旨及びその金額)

- 五 第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 六 利用料金に関する事項

[参考] PFI 法第 18 条 (実施方針に関する条例)

第十八条 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

2. について

実施方針は PFI 法第 5 条 (実施方針) 及び PFI 法第 17 条の規定に基づき、個別事業に係る事項を定める必要がある。

コンセッション事業における実施方針の目次(案)を以降に示す。

※土地の賃貸借の考え方

- ・運営権には公共施設を利用する権利、権原が含まれるので、公共施設等運営権実施契約の他に、 賃貸借権や使用許可は不要である。
- ・但し、運営権者が第三者に公共施設を貸し付ける場合には権原が必要になる。権限については、貸付を実施するもの(不動産など)が地方自治法第238条の四(行政財産の管理及び処分)に基づく範囲か地方自治法第238条の五(普通財産の管理及び処分)に基づく範囲にあたるかで賃貸借期間に違いが生じる可能性がある。行政財産となるものについては、地方自治法第238条の四の8項に示すように借地借家法の適用は受けないこととなるが、普通財産となるものについては借地借家法の適用を受ける可能性もあり、賃貸借期間に制限などが発生する場合も考えられることから、これらの種別については関係省庁との協議が必要になると考える。
- ・上記と同様に、場内の空き地に太陽光発電設備、コンビニエンスストア、清涼飲料水の自動販売機等、水道事業以外の副収入を得られるような施設等を設置する場合には、これら借地上の 権限を含めて確認が必要になると考えられる。

[参考] PFI 法第5条(実施方針)

- 第五条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行おうと するときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)を定めるこ とができる。
- 2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。
- 一 特定事業の選定に関する事項
- 二 民間事業者の募集及び選定に関する事項
- 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- 四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
- 五 事業契約(選定事業(公共施設等運営事業を除く。)を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。)の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- 七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- 3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 4 前項の規定は、実施方針の変更について準用する。

[参考] 地方自治法第 238 条の四(行政財産の管理及び処分)

- 第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。
- 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。
- 一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。)において、その者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けるとき。
- 二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物 を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
- 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の 建物を区分して所有するためその者(当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当 該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付ける場合
- 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地(以下この号において「庁舎等」という。)についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者(当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該余裕がある部分を貸し付けるとき(前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)。
- 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
- 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める 施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部(以下この項及び次項において「特定施設」という。)を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法 (平成三年法律第九十号) の規定は、これを適用しない。
- 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

[参考] コンセッション事業における実施方針の目次(案)

第1年	寺定事業の選定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	事業内容に関する事項
2	特定事業の選定及び公表に関する事項
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	事業者の選定に係る事項(選定の手続き)
2	競争参加資格に関する事項
3	事業者選定のスケジュール等
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項・・・・・・
1	事業契約に関する基本的な考え方
2	リスク分担の基本的な考え方及び予想されるリスクとその分担
3	対象業務におけるサービスの水準
4	運営権対価(利用料金)
5	実施状況のモニタリング
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	運営権の設定(業務内容、業務範囲)
2	公共施設の内容(名称、規模)
3	土地の使用に関する事項
4	更新投資、新規投資等
第5	事業契約(選定事業(公共施設等運営事業を除く。)を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。)の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第6	本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
2	その他の事由により事業の継続が困難となった場合
3	融資団と水道局との協議
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	法制上及び税制上の措置に関する事項
2	財政上及び金融上の支援に関する事項
3	その他の支援に関する事項

3. について

水道施設運営等事業を実施する場合、水道事業の経営主体である地方公共団体が、 運営権の設定に対する議決後に水道施設等運営権の設定の許可の申請を行うことに なる。しかし、実施方針の内容の不備等によって許可申請において、水道法第24条 の6に基づく許可基準等に合致しない場合には、手続きに時間を要することになる等、 事業のスムーズな実施の妨げとなる。

よって、実施方針を策定する前に、水道施設運営等事業の許可権者である厚生労働省と、当該実施方針の内容について十分に協議を行うことが必要である。

4. について

コンセッション方式はこれまで国内の水道事業において導入された事例がなく、導入を検討する上では、契約に関わる事項を事前に特定し、実施に係る具体的な技術や手段をあらかじめ仕様に明記することが難しい部分も生じるものと想定される。

また要求水準書等の作成のため、多面的な観点から幅広い提案を求めるケースも想定できる。

そこで公平性を保ったうえで、民間事業者のノウハウや創意工夫を積極的に活用するために、競争的対話方式の活用が考えられる。

具体的には、地方公共団体が民間事業者(応募者)と提案内容の確認・交渉を行い、 その結果に基づき要求水準書等を作成(調整)し、対話終了後、提案書の提出要請を 行うことである。また必要に応じ、対話参加者を三者程度に絞り込むことが考えられ る。

競争的対話方式の活用に当たっての留意点としては、以下の事が挙げられる。

- ・ 業務量の目安を公表すること。
- 必要に応じて提案の詳細の確認を行うこと。
- ・ 対話参加者の提案を他の参加者の提案の改善に利用すること等は不適切であること。
- ・ 公平性・透明性・競争性の確保を行なうため、学識経験者やコンサルタント 等の活用などを実施すること。
- ・ 対話内容は秘匿を原則とするが、公平性・透明性・競争性確保の観点から必要があるものについては適切な時期に公表すること。
- 契約締結後、原則として対話の内容を公表すること。

このように、民間事業者と対話や交渉を行い、その結果を実施方針の内容や要求水準書に反映することで、VFMを高めることも可能になると考えられる。

※競争的対話方式の実施に係る基本的な考え方

- ・ 行政刷新会議公共サービス改革分科会が平成23年4月に取りまとめた「公共サービス改革プログラム」の中では、民間のノウハウや創意工夫を積極的に活用すべき案件や事業内容が複雑な案件等の調達において、発注者と競争参加者との間で仕様等について対話や交渉を行うといった契約手法に関する検討の必要性が提言されている。
- ・ 本プログラムを受けて、内閣府公共サービス改革担当事務局では、平成 24 年 3 月に、対話等 を活用した契約手続を実施する上での目安を示す「競争的対話方式の実施に係る基本的考え 方 (案)」を示している。

5. について

運営権者の議決権株式が、公共施設等運営事業への参画にふさわしくない者に取得され、事業の確実性等が損なわれることを防止することが必要である。そのため、水道事業者等は、運営権者による議決権株式の新規発行及び処分に条件を付す場合は、その方針を実施方針に記載するなど早い段階で示すことが望ましい。

2) 特定事業の評価・選定、公表

1. 特定事業の評価は、VFM の有無により評価を行うのが原則であり、VFM が見 込めると判断される場合は、当該事業を特定事業として選定し公表する。

〔解説〕

1. について

特定事業の評価・選定、公表については、従来型の PFI 事業と同様の手順であり、 2.3.3 に示すとおりである。

なお、コンセッション方式における VFM 算出の留意点等については、3.1.2.11) に示すとおりである。

3) 民間事業者の募集、評価、選定

- 1. コンセッション方式による民間事業者の募集、評価、選定に際しては、従来型の PFI 事業における評価等項目に加えて、財務状況やサービス水準を評価対象とした項目を追加する必要がある。
- 2. コンセッション方式は既設事業で実施されることを基本としており、応募者の 提案の質の向上による効率的な実施、運営事業の安定的実施には、応募者による 情報の精査が不可欠であると考えられる。
- 3. 事業者の選定については、競争性のある随意契約を用いることができる。
- 4. コンセッション方式で行う維持管理等に係る更新工事については、WTO の政府 調達に関する協定の適用は受けない。
- 5. 水道事業は地域経済と密接に連携していることから、水道施設等運営事業を導入するにあたって、地域経済の発展に配慮した運営を評価項目として設定すること等が考えられる。

[解説]

1. について

民間事業者の募集、評価、選定については、従来型の PFI 事業と同様の手順であり、2.3.4 に示すとおりである。

ただし、評価等項目については、従来型 PFI が施設整備を主な目的としているのに対して、コンセッション方式では水道事業の継続性を確保することが重要になることを踏まえ、2.3.4 に示した従来型の PFI 事業における評価等項目に加えて、財務状況やサービス水準を対象とした評価等項目を追加する必要があると考えられる。

2. について

コンセッション方式は既設事業で実施されることを基本としており、応募者の提案の質の向上による効率的な実施、運営事業の安定的実施には、事業者選定期間中に、応募者が収益の見込額や、事業運営コスト、事業運営上のリスクを把握することを目的として実施される情報の精査(デューデリジェンス)が不可欠であると考えられる。そのため、応募者には詳細な情報を開示する必要があり、各種図面や台帳等の開示が想定されるが、水道事業においては、地方公共団体が自身で行ったアセットマネジメントの情報開示が重要となる。

アセットマネジメントによって、既存施設をこれまで管理をしてきた地方公共団体による更新・補修の頻度や周期、それに対応した収支の見通しを示すことで、応募者は自らの特徴を生かした、より質の高い提案を行うことができるものと考えられる。

また、これらの開示情報が不十分である場合、応募者は必要なコストや懸念すべき リスクを把握することが困難となり、想定できないリスクに対応する資金を確保する ために運営権対価から減額した提案・応募を行うこと、あるいは応募そのものを回避 する可能性があることを考慮する必要がある。

3. について

会計法第29条の3第4項に規定する随意契約によることができる場合については、 企画競争、公募型プロポーザル等いわゆる競争性のある随意契約によることが考えら れる。

競争性のある随意契約を採用する必要が認められない場合、総合評価一般競争入札による事業者選定を行う。この場合においては、PFI 法第 10 条の規定に基づく技術提案制度の活用が可能である。

[参考] 会計法第29条の3(公共施設等運営権の設定の時期等)

第29条の3 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。
- 3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第1項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが有利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。 4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
- 5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

[参考] PFI 法第 10 条 (技術提案)

第十条 公共施設等の管理者等は、第八条第一項の規定による民間事業者の選定に先立って、その募集に応じようとする者に対し、特定事業に関する技術又は工夫についての提案(以下この条において「技術提案」という。)を求めるよう努めなければならない。

- 2 公共施設等の管理者等は、技術提案がされたときは、これについて適切な審査及び評価を行うものとする。
- 3 技術提案については、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号)第十二条第四項本文、第十三条第一項前段及び第十四条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4. について

コンセッション方式で行う維持管理等に係る更新工事については、WTOの政府調達に関する協定の適用は受けない。また、コンセッション方式については、TPP協定の政府調達章の適用対象外となっている。なお、国内の水道事業に対する外国からの投資については、外為法に基づく審査付事前届出制度が設けられている。

5. について

水道事業は地域経済と密接に連携していることから、水道施設等運営事業を導入するにあたって、事業者選定における提案書において地域経済との連携方法を評価・提案項目とする等により、地域経済の発展に配慮することも考えられる。

4) 契約上の事務手続き(実施契約の内容)

- 1. 事業者選定から運営事業の開始に至るまでに、PFI 法や水道法に基づき、各種の事務手続きを行う必要がある。
- 2. 民間事業者を選定した後、運営権の設定に関する議会の議決が必要である。
- 3. 地方公共団体である水道事業者等は、水道法の規定により厚生労働省に水道施設 運営権の設定の許可を申請する。
- 4. 選定事業者に対して遅滞なく公共施設等運営権の設定を行うとともに、公共施設等運営権登録簿に登録する。
- 5. 公共施設等運営権の設定及び登録の後、地方公共団体と運営権者は、公共施設等運営権実施契約を締結し、遅滞なく公表しなければならない。また、運営権者は、PFI 法の規定により利用料金についてあらかじめ地方公共団体に届け出なければならない。
- 6. 供給規程(給水契約)の作成にあたっては、次の点に留意する必要がある。
 - ・ 供給規程に「水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接にその支払を 請求する権利を有する旨」が明確に定められていること。
 - ・ 上記の「水道施設運営権者」として、特定の事業者名を記載すること。
- 7. 事業を開始した時は、PFI 法の規定により遅滞なく、地方公共団体へ届け出なければならない。 また、水道法第 24 条の 9 に基づき、水道事業者等は、水道施設運営権者から水道施設運営等事業の開始について水道施設運営権者から届出を受けたときは、遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならない。

[解説]

1. について

運営事業を行う事業者を選定してから、実際の運営事業の開始に至るまでには、PFI 法や水道法に基づき、各種の事務手続きを行う必要がある。

必要な事務手続きについて、順を追って示す。

2. について

PFI 法第 19 条の規定に基づき、公共施設等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ公共施設等運営権の設定に対する議会の議決を得なければならない。

[参考] PFI 法第 19 条 (公共施設等運営権の設定の時期等)

第十九条 公共施設等の管理者等は、第十七条の規定により実施方針に同条各号に掲げる事項を定めた場合において、第八条第一項の規定により民間事業者を選定したときは、遅滞なく(当該実施方針に定めた特定事業が公共施設等の建設、製造又は改修に関する事業を含むときは、その建設、製造又は改修の完了後直ちに)、当該実施方針に従い、選定事業者に公共施設等運営権を設定するものとする。

- 2 公共施設等運営権の設定は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。
- 一 公共施設等の名称、立地並びに規模及び配置
- 二 第十七条第二号及び第三号に掲げる事項
- 3 公共施設等の管理者等は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定したときは、その旨並びに当該公共 施設等運営権に係る公共施設等の名称及び立地並びに前項第二号に掲げる事項を公表しなければならない。
- 4 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定しよ
- うとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

について

地方公共団体である水道事業者等は、水道法の規定により厚生労働省に水道施設運営権の設定の許可を申請する。水道施設運営権の設定の許可申請はこれまで事例がなく、各種調整や詳細な検討が必要となることも想定されることから、十分な協議期間を設定しておく必要がある。

4. について

PFI 法第 16 条 (公共施設等運営権の設定) の規定に基づき、選定事業者に対して 遅滞なく公共施設等運営権の設定を行うとともに、PFI 法第 27 条 (登録) の規定に基 づき、内閣府に備える公共施設等運営権登録簿に登録を行う。具体については、公共 施設等運営権登録令及び公共施設等運営権登録令施行規則に準ずる。

[参考] PFI 法第 16 条 (公共施設等運営権の設定)

第十六条 公共施設等の管理者等は、選定事業者に公共施設等運営権を設定することができる。

[参考] PFI 法第 27 条 (登録)

第二十七条 <u>公共施設等運営権及び公共施設等運営権を目的とする抵当権の設定、移転、変更、消滅及び処分の制限並びに第二十九条第一項の規定による公共施設等運営権の行使の停止及びその停止の解除は、公共施設等運営権登録簿に登録する。</u>

- 2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。
- 3 第一項の規定による登録に関する処分については行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。
- 4 公共施設等運営権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。
- 5 公共施設等運営権登録簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十八号)第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定 は、適用しない。
- 6 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

5. **について**

公共施設等運営権の設定及び登録の後、PFI 法第 22 条(公共施設等運営権実施契約)の規定に基づき、地方公共団体と運営権者は、公共施設等運営権実施契約を締結し、 遅滞なく公表しなければならない。

当該実施契約には、地方公共団体が定める実施方針に加えて、運営権者が自ら示した提案書の内容を踏まえたものとする。

また、運営権者は、利用料金について実施方針に定める範囲内で、かつ自らが提案書に示した料金を、あらかじめ地方公共団体に届け出なければならない。

[参考] PFI 法第 22 条 (公共施設等運営権実施契約)

第二十二条 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始する前に、実施方針に従い、内閣府令で定めるところにより、公共施設等の管理者等と、次に掲げる事項をその内容に含む契約(以下「公共施設等運営権実施契約」という。)を締結しなければならない。

- 一 公共施設等の運営等の方法
- 二 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- 三 公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法
- 四 その他内閣府令で定める事項
- 2 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権実施契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、公共施設等運営権実施契約の内容(公共施設等運営権者の商号又は名称、前項第二号に掲げる事項をの他内閣府令で定める事項に限る。)を公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、地方公共団体が、同項に規定する事項以外の公共施設等運営権実施契約に関する情報の公表 に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

[参考] PFI 法第 23 条 (公共施設等の利用料金)

- 第二十三条 公共施設等運営権者は、利用料金を自らの収入として収受するものとする。
- 2 利用料金は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定めるものとする。この場合において、公共施設等運営権者は、あらかじめ、当該利用料金を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。

6. について

水道事業者は、給水契約に係る供給条件について、あらかじめ一方的に供給規程(普通取引約款)を定めることとされており、供給規程の変更についても広範な裁量が与えられている。水道施設運営等事業を実施する場合、水道事業者と水道の需要者(住民)との既存の給水契約の内容を変更し、水道施設運営権者が住民から直接料金を収受する権利を有する旨を明示する必要があるが、これは、水道事業者が、水道施設運営権者が住民から直接料金を収受する権利を有する旨を供給規程に定めることにより、既存の住民との間の給水契約が変更されることとなる。なお、契約変更に当たり、個々の住民の同意は不要である。

また、この場合、水道施設運営権者は、水道事業者と住民との間の第三者のためにする契約(民法)における第三者に位置付けられる。民法においては、第三者の債務者に対する契約の利益を享受する意思表示を権利発生の要件としているところ、水道法においては、同要件を不要とする規定(水道法第24条の8第1項)を設けている。

これらを踏まえ、供給規程(給水契約)の作成にあたっては、次の点に留意する必要がある。

- ・ 供給規程に「水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接にその支払を請求する権利を有する旨」が明確に定められていること。
- ・ 上記の「水道施設運営権者」として、特定の事業者名を記載すること。

供給規程のひな形について、水道施設運営権者による料金設定の自由度を大きくしたい場合は以下の例を参考に定めることが考えられる。他方、水道施設運営権者による料金設定の自由度を小さくしたい場合、従前と同様、供給規程に固定の料金表を定め、給水収益の総額を両者で按分することも考えられる。

- (1)給水条例においては、地方公共団体(水道事業者)が収受する具体的な水道料金の金額及び「水道施設運営権者が収受する料金」が規定され、
- (2)細則において、「水道施設運営権者が収受する料金」の具体的な金額が 規定される。

例) 水道施設運営等事業の給水条例における料金表

種別	用途/料率	基本料金(1ヶ月につき)		基本料金(1ヶ月につき)		超過料金一立方
	一般用	水量	料金	メートルにつき		
専用	一般用	使用水量O立法 メートルまで	OOO円に 水道施設運営権者 が収受する利用料 金を加えた額	OOO円に 水道施設運営権者が 収受する利用料金を 加えた額		
	営業用	同	OOO円に 水道施設運営権者 が収受する利用料 金を加えた額	○○○円に 水道施設運営権者が 収受する利用料金を 加えた額		
	浴場営業用	同	OOO円に 水道施設運営権者 が収受する利用料 金を加えた額	OOO円に 水道施設運営権者が 収受する利用料金を 加えた額		
共用		一世帯(戸)につき使用水量〇立 方メートルまで	OOO円に 水道施設運営権者 が収受する利用料 金を加えた額	OO円に 水道施設運営権者が 収受する利用料金を 加えた額		

- ※1 ○○○: 地方公共団体である水道事業者が収受する具体的な金額
- ※2 水道施設運営権者が収受する利用料金:供給規程の細則において具体的な金額を定める。これにより、料金の明定性は担保される。
- ※3 この他に、木道施設運営権者に料金債権が直接帰属することを明確にするため、 第三者のためにする契約とするための要素を盛り込むこととなる。

例)細則として規定される水道施設運営権者の料金表

種別	用途/料率	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金一立方
	一般用	水量	料金	メートルにつき
専用	一般用	使用水量〇立法 メートルまで	ΔΔΔΗ	ΔΔΔΗ
	営業用	同	ΔΔΔΗ	ΔΔΔΗ
	浴場営業用	同		ΔΔΔΗ
共用		ー世帯 (戸) につ き使用水量〇立 方メートルまで	ΔΔΔ 円	ΔΔΔΗ

※1 △△△: 水道施設運営権者が収受する具体的な金額

※PFI法及びガイドラインにおいて、運営権者が収受する利用料金は、 実施方針に関する条例等に利用料金の基本的枠組等(上限等)を 規定することが想定されている。

図Ⅳ-3-9 料金設定の記載例

7. について

事業を開始した時は、PFI 法第 21 条 (公共施設等運営事業の開始の義務) の規定に基づき、事業を開始した時は、遅滞なく、地方公共団体へ届け出なければならない。

[参考] PFI 法第 21 条 (公共施設等運営事業の開始の義務)

- 第二十一条 公共施設等運営権者は、公共施設等の管理者等が指定する期間内に、公共施設等運営事業を開始しなければならない。
- 2 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権者から申請があった場合において、正当な理由があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。
- 3 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。

5) 事業実施期間中の留意事項

- 1. 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約に従って実施しなければならない。
- 2. 水道事業者等等は、水道施設運営等事業の適正を期するために適切にモニタ リングを実施する。水道施設運営等事業においては、事業運営に関する情報を 積極的に公開していくことが求められることから、運営権者の情報公開の状況 についてもモニタリングを行うことも考えられる。
- 3. 大規模災害等の不可抗力事象発生時等においては、事業は予め契約書に明記された官民の役割分担に従って行われるが、地方公共団体と運営権者は互いに協力して問題の解決にあたるべきである。
- 4. 水道施設運営権者は、水道法第24条の10に基づき、主たる事務所の所在地等に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を水道施設運営権を設定した地方公共団体である水道事業者等及び厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5. 利用料金を変更しようとする時は、PFI 法及び水道法に基づく手続きが必要となる。
- 6. 運営権者が公共施設等運営権の移転を行おうとする場合は、地方公共団体の 許可及び議会の議決が必要となる。また、水道法第24条の11に基づき、地方 公共団体である水道事業者等は、水道施設運営権の移転の許可をしようとする ときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。
- 7. 水道事業者等は、水道施設運営権の取消し等をした時は、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知する必要がある。

[解説]

1. について

選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約に従って実施しなければならない。

[参考] PFI 法第 14 条 (選定事業の実施)

第十四条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約(第十六条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあっては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等運営権実施契約(第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。)。次項において同じ。)に従って実施されるものとする。

2 選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。)である場合には、当該選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、事業契約において公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければならない。

2. について

水道事業者等は、水道施設運営等事業の適正を期するために適切にモニタリングを 実施する。水道施設運営等事業においては、水道事業の長期的な見通し含め、事業運

営に関する情報を積極的に公開し、地域の住民の理解を得ていくことが重要であることから、運営権者の情報公開の状況についてもモニタリングを行うことも考えられる。

3. について

大規模災害等の不可抗力事象発生時等においては、事業は予め契約書に明記された 官民の役割分担に従って行われるが、安全な水の安定供給という水道事業本来の目的 を達成するため、地方公共団体と運営権者は互いに協力して問題の解決にあたるべき である。

4. について

水道施設運営権者は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を 水道施設運営権を設定した地方公共団体である水道事業者等及び厚生労働大臣に届 け出なければならない。

- ① 水道施設運営権者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
- ② 水道施設運営権者の水道事務所の所在地

5. について

水道施設運営等事業の開始後、実施方針条例で定めた枠組みの範囲内で運営権者が利用料金を変更する場合は、PFI 法に基づき、公共施設等の管理者である地方公共団体に届け出る必要があり、地方公共団体は水道法に基づき、利用料金を含む水道料金の変更について、厚生労働大臣に届け出ることが必要となる。一方、実施方針条例で定めた枠組みを超えて利用料金を変更する場合は、議会における条例改正等の手続きを経て利用料金を変更した後、利用料金を含む水道料金の変更について、厚生労働大臣に届け出る必要がある。

6. について

水道事業者等は、水道施設運営権者が水道施設運営権を移転しようとする時は、民間資金法第 26 条(処分の制限)に基づく許可及び議決を行うこととなる。運営権の移転に一定の要件を課す場合は、実施方針において、運営権の移転に関する条件を予め規定する必要があり、水道サービスの受益者等関係者の利益に配慮して要件を課す必要がある。

なお、この許可をしようとする時は、水道法第 24 条の 11 に基づく水道施設運営権 の移転に関する厚生労働省への協議が必要である。

[参考] PFI 法第 26 条 (処分の制限)

第二十六条 公共施設等運営権は、分割し、又は併合することができない。

- 2 公共施設等運営権は、公共施設等の管理者等の許可を受けなければ、移転することができない。
- 3 公共施設等の管理者等は、前項の許可を行おうとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査 して、これをしなければならない。
- 一 公共施設等運営権の移転を受ける者が第九条各号のいずれにも該当しないこと。
- 二 公共施設等運営権の移転が実施方針に照らして適切なものであること。
- 4 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、第二項の許可を行おうとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。ただし、条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。
- 5 抵当権の設定が登録されている公共施設等運営権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。
- 6 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした公共施設等運営権の移転又は放棄は、その効力を生じない。

7. について

水道事業者等は、水道施設運営権の取消し等をした時は、遅滞なく、その旨を厚生 労働大臣に通知する必要がある(法第 24 条の 13)。

- ① 民間資金法第29条第1項の規定により水道施設運営権を取り消し、若しくはその行使の停止を命じたとき、又はその停止を解除したとき。
- ② 水道施設運営権の存続期間の満了に伴い、民間資金法第29条第4項の規定により、又は水道施設運営権者が水道施設運営権を放棄したことにより、水道施設運営権が消滅したとき。

3.2.2. 民間事業型における導入・実施手順

民間事業型においては、運営権者は、水道法第6条第1項の規定により厚生労働省または都道府県に水道事業の経営認可を申請し、それまで水道事業を経営していた地方公共団体は、水道法第11条第1項の規定により廃止許可を申請する。

運営権者による事業の経営認可申請はこれまで事例がなく、各種調整や詳細な検討が必要となることも想定されることから、十分な協議期間を設定しておく必要がある。 その他、民間事業型における事業の進め方については、地方公共団体事業型の場合と大きく異なるものではない。

民間事業型の導入手順(案)を図Ⅳ-3-10に示した。

